

議事日程第二号

令和六年九月十三日(金曜日)

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十一名

一	番	佐藤光子	二	番	櫻田憂子
三	番	山形健二	四	番	高橋健
五	番	武内伸文	六	番	小棚木政之
七	番	高橋豪	八	番	瓜生望
九	番	島田薫	十	番	松田豊臣
十一	番	加賀屋千鶴子	十二	番	薄井司
十三	番	佐藤正一郎	十四	番	宇佐見康人
十五	番	住谷達	十六	番	児玉政明
十七	番	小山緑郎	十八	番	小野一彦
十九	番	鈴木真実	二十	番	沼谷純
二十一	番	加藤麻里	二十二	番	小原正晃
二十三	番	三浦茂人	二十四	番	佐々木雄太
二十五	番	杉本俊比古	二十六	番	鈴木健太
二十七	番	佐藤信喜	二十八	番	今川雄策
二十九	番	高橋武浩	三十	番	石田寛
三十一	番	渡部英治	三十二	番	北林丈正
三十三	番	竹下博英	三十四	番	原幸子

三十五番	工藤嘉範	三十六番	加藤鉦一
三十七番	三浦英一	三十八番	柴田正敏
三十九番	川口一	四十番	鶴田有司
四十一番	鈴木洋一		

出席議員

四十一名

一	番	佐藤光子	二	番	櫻田憂子
三	番	山形健二	四	番	高橋健
五	番	武内伸文	六	番	小棚木政之
七	番	高橋豪	八	番	瓜生望
九	番	島田薫	十	番	松田豊臣
十一	番	加賀屋千鶴子	十二	番	薄井司
十三	番	佐藤正一郎	十四	番	宇佐見康人
十五	番	住谷達	十六	番	児玉政明
十七	番	小山緑郎	十八	番	小野一彦
十九	番	鈴木真実	二十	番	沼谷純
二十一	番	加藤麻里	二十二	番	小原正晃
二十三	番	三浦茂人	二十四	番	佐々木雄太
二十五	番	杉本俊比古	二十六	番	鈴木健太
二十七	番	佐藤信喜	二十八	番	今川雄策
二十九	番	高橋武浩	三十	番	石田寛
三十一	番	渡部英治	三十二	番	北林丈正
三十三	番	竹下博英	三十四	番	原幸子
三十五	番	工藤嘉範	三十六	番	加藤鉦一
三十七	番	三浦英一	三十八	番	柴田正敏
三十九	番	川口一	四十	番	鶴田有司
四十一	番	鈴木洋一			

地方自治法第二百一十一条による出席者

教育委員会教育長 安田浩幸

警察本部長 山本哲也

知事 佐竹敬久

副知事 神部秀行

副知事 猿田和三

理事 佐々木薫

理事 丹治純子

総務部長 谷剛史

総務部危機管理監(兼) 菅生淑子

企画振興部長 久米寿

あきた未来創造部長 橋本秀樹

観光文化スポーツ部長 石黒道人

健康福祉部長 高橋一也

生活環境部長 伊藤真人

農林水産部長 齋藤正和

産業労働部長 石川定人

建設部長 川辺透

会計管理者(兼) 出納局長 今川聡

財政課長 真鍋弘毅

●議長(北林丈正議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長報告 (朗読省略)

一、九月十三日、知事から政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告があり、本日、各議員に配付した。

政策等の評価の実施状況及び評価結果の

政策等への反映状況に関する報告書

登載省略

●議長(北林丈正議員) 日程第一、一般質問を行います。

三十五番工藤嘉範議員、二十三番三浦茂人議員、二十四番佐々木雄太議員、十二番薄井司議員、十八番小野一彦議員、十一番加賀屋千鶴子議員、十六番児玉政明議員、十五番住谷達議員、十四番宇佐見康人議員、九番島田薫議員、八番瓜生望議員、以上の十一人から一般質問主意書が提出されております。

本日は、三十五番工藤嘉範議員、二十三番三浦茂人議員、二十四番佐々木雄太議員、十二番薄井司議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(北林丈正議員) 御異議ないものと認めます。まず、三十五番工藤嘉範議員の発言を許します。

【三十五番(工藤嘉範議員) 登壇】(拍手)

●三十五番（工藤嘉範議員） おはようございます。自由民主党会派の工藤嘉範です。

昨年の豪雨災害に続き、去る七月の記録的大雨に見舞われた県内市町村の皆様は心よりお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々へお悔やみを申し上げます。

現在、国レベルでは、自由民主党総裁選挙と立憲民主党代表選挙の真っ最中です。次の日本のリーダーを託す人材決定に論戦を充実させ、政策を聞くことは、重要なことです。国民も大いに関心を寄せられることを期待し、私も通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、先日の台風十号による大雨被害の記憶もまだ鮮明に残っておりますが、日本列島に牙をむく大水害が頻発していますので、治水対策についてお伺いをします。

我が国は、地形、地質、気象等の面において、世界的に見ても極めて厳しい条件下にあると言えます。

洪水や土砂災害を引き起こす大雨や短時間強雨の回数は激増し、国民生活と国土、そして国家予算に莫大な損失を与えています。

雄物川水系の太平川が流れる県都秋田市の中心市街地に、大規模な内水氾濫を発生させ、県民生活に甚大な被害をもたらし、激甚災害に指定された昨年七月の豪雨については、太平川下流の市街地における河川改修が手遅れになり、河川の治水安全度として本来必要な二十分の一に對して、十分の一のまま放置してきたことが、被害を大きくした要因の一つと私は考えています。そうしたことを踏まえて県と秋田市が連携し策定した「内水被害等軽減対策計画」が、国土交通省による令和六年度の制度創設後、全国初の登録となりました。

県都秋田市の惨状をこのまま放置してはいけないとの佐竹知事の熱意と働きかけ、県当局の素早い対応と、地元選出の国会議員の御尽力によるものと拝察をいたしますが、改めて心より感謝を申し上げます。

今後は、計画に基づいて実施する河川・下水道事業が、国からの重点

的な財政支援のもと、着実かつ可能な限り短期間で実施されるよう大いに期待したいと思えますが、まずは、今後の進捗に関する見通しについて知事に伺います。

昨年十一月に策定した「雄物川下流域水害対策プロジェクト」において位置づけられている河川のうち、猿田川・古川では下流域の改修が進み、北部の新城川・草生津川については住民に不安を抱かせつつも相当な時間を費やしながら進行中です。旭川については旭川ダムが完成から半世紀にして初めて、その治水機能を発揮できたことは特筆すべきことです。

こうした雄物川下流域の整備状況を踏まえると、今回の「太平川流域における内水被害等軽減対策計画」が、今後の秋田市中心部の内水氾濫対策の肝であり、非常に重要な部分が太平川の河川改修であることが理解できますが、いかがでしょうか。

太平川の改修については、下流部の旭川合流点から桜大橋までの四・六キロが既に県事業で令和十年度までの予定で進んでいます。秋田市柳田、竹生橋までの二・八キロ間についても早期完成が待ち望まれます。この区間においても現在着手している区間と同様に住宅密集地などがあり難工事が想定され、完成までには長い時間を要すると見込まれることや、河川整備計画が未策定である太平川上流域の状況を考えますと、流域住民の不安は全て解消されているわけではありません。

二〇二〇年の国土交通白書によれば、我が国において、洪水や土砂災害を引き起こす大雨や短時間強雨の回数が増加しているとして、日降水量二百ミリ以上の大雨は年間の日数を「一九〇一年から一九三〇年」と「一九九〇年から二〇一九年」で比較すると、直近の三十年間は約一・七倍の日数となっており、また短時間強雨については、一時間降水量が五十ミリ以上となる年間回数を「一九七六年から一九八五年」と「二〇一〇年から二〇一九年」で比較すると、直近の十年間は約一・四倍の発生回数となっているなど、近年の異常気象と言える状況は常に住

民を大きな不安に陥れているのです。このように、県都の中心市街地が常に重大な危険にさらされている状況をどのようにお考えでしょうか。激甚化・頻発化する水害に対して、今回の改修案、設計流量などが対応できるのか大きな不安もありますが、知事の御所見をお伺いします。併せて、太平洋上流の河川整備計画の見通しなどがあればお聞かせください。

また、今回、太平洋対策が追加された雄物川プロジェクトでは「ソフト対策」が不十分と感じます。想定区域の策定にとどまらず、全国的にもまだ進んでいない緻密な浸水シミュレーションをした上で、そこから得た詳細なデータをいかに発信するのも含め、住民生活の安全・安心へつながる先駆的な事業を組み込んでこそ、全国初の「内水被害等軽減対策計画」の価値が向上すると思いますが、ソフト対策のさらなる充実に関して、知事の御所見をお伺いします。

河川整備計画が未策定である太平洋上流に対し、昨年九月議会の一般質問で私は「遊水地」整備の必要性を知事に提案をさせていただきました。

遊水地整備を実施するのも、予算・時間が必要です。そこで、早急な対応策として、第一に提案したいのが、まず太平洋地区全域での「田んぼダム」の取組です。

第二には、治山ダムの整備です。河道掘削や河川改修の効果を永続的に発揮させるためには、森林から河川へ流出する土砂を抑制する発生源対策を一体的に行う必要があります。

近年多発する大雨では、土壌への浸透能力を超えた雨水が表面を侵食し、森林崩壊や溪流浸食により発生した土砂や樹木などが短時間で大量に河川へ流出し、氾濫の危険度を極度に増加させています。毎年のように繰り返される河川氾濫に伴う土砂流出と田んぼに流れ込んだ流木に、秋田市有数の米どころ、太平洋地区の農家の方々は心が折れているのです。農家の方々の再生産意欲を失わないため、市街地住民の安全・安心な

生活のため、太平洋の流域面積内において、森林内の崩壊地、溪流の総点検も集中的に実施し、必要に応じて「治山ダム」の新設、既存治山ダムの修繕などの保全と一体的に行うことで、河川改修の効果が向上するとともに、早期に住民不安の解消へとつながると思えますがいかがでしょうか。昨年九月議会にて提案させていただきました「遊水地」整備の検討状況と併せて、田んぼダム、治山ダム整備についての知事の御所見をお伺いします。

今年二月議会の一般質問で秋田県立大学に附属高校を設置してはどうかと知事に対し提案をさせていただきました。知事からは「附属高校設置については様々な課題を抱えつつも、大学や県内高校の意見を尊重した上で、可能性を研究していく」と非常に前向きな趣旨で答弁をいただきました。今回は、さらに深掘りし、金足農業高校の県立大学附属高校化について、御所見をお伺いしたいと思います。

私は、昨年十二月に奈良県を訪問し、初めて県立大学附属高校についてお話を伺いました。

既存の県立高校三校を再編する形で、令和四年四月に開校した奈良県立大学附属高校は、現在三年生が来年春季の進路に向けて勉強や部活動に励んでいるところですが、学校開設の目標が達成できたのは、県当局と教育庁の方針とともに、計画策定時は教育庁次長であり、現在は学校長を務められている石井宏典さんの理念と責任感によるところが大きいと感じています。

奈良県でも少子化の影響による生徒数の減少で、高校の再編が余儀なくされる中、ありきたりの数合わせでの高校再編では駄目だと、これまでの「高校統廃合適正化計画」を見直してまで学校を作り上げたのが石井校長であると伺いました。

教育政策を研究対象とする石井校長は、正解のない問いである「社会的課題」と向き合い、その解決に向けて行動できる人材を育成し得る学校の形はどうあるべきかを考え、高校再編へ突き進んだそうです。

また、これからの生徒たちは、AI、IoT、ロボットなど、技術革新が急速に進む超スマート社会と呼ばれる、これまで不可能と思われたことが可能になる社会を生きることになり、これまでの既成概念や前例踏襲といった思考の枠組みから解放される必要があるからこそ、生徒の主体性と創造性を最大限に尊重し、大学との高度な連携による課題探究型の学びを基軸に据える高校の創設を目指したとも説いてくださいました。

こうした経緯に感動した私は、どうしても教育の現場である高校をこの目で確かめたいと思い、今年六月、石井校長のいる奈良県立大学附属高校へ出向いてまいりました。そこで衝撃的な出来事がありました。

それは、校長室で説明を受けた後、一年生の授業を拝見した際の出来事です。私が想像していた以上にずっと自由で明るく、主体的に学んでいる雰囲気が見え、と伝わってくる教室で、私は生徒たちに問いかけてみました。「この高校での授業はどうか」入学して三か月ほどしかたっていない一年生の生徒たちが、「私たちは社会に出て学ぶことを今、やってるんです」、「先生に指導されてるわけじゃないんで」、「学ぶことは大変、やるが多すぎるけど、楽しい」と、明るく明確に即答してくれたことに衝撃を受けました。

なお、二月議会における一般質問の後、秋田県の所管担当者二名が奈良県立大学附属高校へ調査のため出向かれたと石井校長からお聞きしましたが、石井校長と直接意見交換する時間を設けることができず、調査を終えられたことは残念だと思いました。

知事は、奈良県立大学附属高校での調査報告をどのように受けられ、どのように感じられましたか。

また、奈良県への訪問後、山口県でも附属高校開設の予定があると伺い、先月山口県立大学へ出向いてまいりました。

山口県における県立大学附属高校設置の経緯は、奈良県とは大きく異なり、県立大学の総意による、大学主導の附属高校開設というものでし

た。

本県同様の人口減少等の地方における課題を把握している山口県立大学では、その強みを活かし、高校・大学を通じた七年間の一貫教育で「自ら考え」、「自ら育つ」人材を育て、地元に残り、地元でチャレンジする意義を理解することを大きな教育の理念に掲げて附属高校の開設に至ったとのことでした。

その際、既存の七十三の公立、私立高校から、最終的に県立大学のある山口市から遠く約百十キロも離れた島にある、周防大島高校が附属高校に選定されました。

この事例は、県土の広い秋田県、生徒数が激減する本県にとって大いに参考とすべきものではないかと思えますがいかがでしょうか。

このような奈良県及び山口県での取組について、知事はどのようにお考えでしょうか。

また、二月議会の答弁後に実施した奈良県での調査結果など、県として研究をされた経過や成果などがあれば、調査結果報告に対する所感も含め、知事の御所見をお伺いいたします。

平成二十六年十二月、文部科学省の中央教育審議会において、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学選抜の一体的改革について（答申）」をまとめています。

「現状の高等学校教育、大学教育、大学入学選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成・評価されていない」という問題意識があると明記しています。これを克服するためには三つの一体的改革が必要であるとして、文科省自ら、「高大接続」について十年も前に抜本的改革を提言されているのですから、そこに向けて取組を進めていくことは大切なことと思えますがいかがでしょうか。

直近の第七次秋田県高等学校総合整備計画において統合された高校でさえも、すぐそこまで迫っている令和八年度からの「第八次秋田県高等

学校総合整備計画素案」の中で、既に統廃合の再整備の必要が生じると予想されると明記されています。

生徒数減少の厳しいことは十分理解しますが、単なる数合わせの高校再編計画ではなく、苦しいときだからこそ、次の秋田県を活かす人材教育に力点を置く必要があると思います。

「二十一世紀を担う次代の人材育成」、「開かれた大学として、秋田県の持続的発展に貢献」の二点を基本理念に掲げる秋田県立大学と、秋田県の基幹産業である農業高校の高大接続一貫教育で、秋田県の課題を理解し、郷土への愛着を深め、地域と共に秋田の未来を切り開いていく人材を育てられるような教育機関を作ってはいかがでしょうか。秋田県立大学と金足農業高校、双方の意思確認も必要だと思いますので、早急にアプローチをされてはいかがでしょうか。また、関係者の機運の醸成や理解促進のために、県立大学附属高校実現に向けて先進的に取り組まれており、熱意のある奈良県の石井校長をお呼びしての講演会の開催や山口県、奈良県の担当者をお招きしてのシンポジウムを開催してみてはいかがでしょうか。知事の御所見をお伺いします。

次に、サッカースタジアム整備について、お話をさせていただきます。多くの方々からの御支援を賜り、私が初当選させていただいたのは平成十九年四月、以来足かけ十八年間、議員活動の柱の一つとしてスポーツ振興を掲げ仕事をさせていただいてきました。

佐竹県政がスタートした平成二十年以降も、特にサッカースタジアム整備について、県内外の若い経営者や選手たちが、ふるさと秋田のために汗をかき、頑張る姿に私自身感動し、県民や県当局の理解が深まるよう、知事に対し具体的な提案をし、議論を続けてまいりました。

そのかきもあつてか、佐竹県政一期目の最終年、平成二十四年度の当初予算に「魅力あるスタジアム整備調査事業」六百三十万円が盛り込まれたことは、あの当時、心から感謝をし、うれしかったのを鮮明に記憶しています。

二期目の知事選挙は、対立候補が現れず無投票当選。安定した佐竹県政のもと、スタジアム整備が前進すると大いに期待したものの、残念ながら整備に向けた具体的な動きはほとんどなく、知事三期目の選挙を迎える直前の平成二十九年三月には、クラブ支援者による運動で約十八万筆の署名が提出されることとなりました。

こうした動きを受けて、佐竹知事三期目当選後に「スタジアム整備のあり方検討委員会」を設置していただき、翌、平成三十年には県が主導、秋田商工会議所を事務局とした「新スタジアム整備構想策定協議会」が開催されましたが、その後、令和二年二月に県と市で取りまとめた「新スタジアム整備に向けた諸課題の調査・研究」において、秋田市八橋運動公園などの当時のスタジアム候補地全てが不適とされ、建設場所の決定には至りませんでした。

私はどうもこのあたりから雲行きが怪しくなり始めたと感じています。その後、スタジアム整備の主導権は秋田市へと移り、令和四年には秋田市が「地域未来投資促進法」を活用した「秋田市外旭川まちづくり事業」のパートナーに公募型プロポーザルでイオンタウンを選出、このまちづくり事業の中にスタジアム整備が盛り込まれたことで、県と秋田市の意見の相違が極めて明確となり、候補地や整備主体などについても先の見えない状況、混迷の一途をたどり今日に至っています。

私はスタジアム整備の方向性がこのように宙ぶらりんの状況が長く続いたことで、県、秋田市、賛成派、反対派含め、様々な誤解が生じているように感じています。

「用地」に関する状況についてはそれが特に顕著に表れたのではないかと考えています。Jライセンス交付を受けている六十五クラブのうち、スタジアム用地を民間所有しているのはわずかに三クラブのみで、ほとんどが行政の用地を活用しています。スタジアム建設に当たって民間主導の資金調達が時代の流れとなり、知事もそのことを力説されていますが、用地も決まらない状況では「目的会社」の設立も進むはずもなく、

資金調達は現実的に不可能です。

しかしながら、秋田市が「秋田市外旭川まちづくり事業」にスタジアム整備を盛り込んだことで、民間であるブラウブリッツ秋田もしくはイオンタウンがスタジアム用地の取得に対し直接的に関与しなければならぬことが明白となりました。

このような状況にもかかわらず、ブラウブリッツ秋田は行政を信頼し言葉を選び、動静をじっと見守り続けてきたと私は感じています。

これまで、ブラウブリッツ秋田が、県と市と協議し、情報共有しているとは伺っておりますが、外旭川だとか八橋だとか建設候補地選定に対しては、整備をお願いしている立場のブラウブリッツ秋田が主体的に発言できる状況にはなかったのではと、報道内容を分析し私なりに感じてきました。建設地をより好みしているという「ブラウブリッツわがまま論」は誤解であり、外旭川まちづくり事業に組み込まれた結果、用地取得の責任がブラウブリッツ秋田に課せられたことが、一般県民には分かりにくく、この問題をさらに複雑にさせた要因だと感じています。

時代の流れとなっている「資金調達」、「ブラウブリッツ秋田は行政におんぶにだっこ」という批判的な意見も耳にします。しかし、潟上市で整備が進められ、既に完成している天然芝グラウンド及び今月完成予定のクラブハウス合計五億円の企業版ふるさと納税による事業と、クラウドファンディングによる備品約四千万円の整備については、資金調達のほば全てをクラブ自身が行っている事実を御存知でしょうか。

「ブラウブリッツ秋田の練習拠点が潟上市にあるのは企業誘致と同様の価値がある」と理解してくれる地方自治体の存在とともに、民間との共同で自らこうした事業を進めているブラウブリッツ秋田は、もっと公正に、公平に評価される必要があると考えます。

県民の中には現在のホームである「ソユースタジアム」のさらなる改修で十分だとの意見もあるようですが、県と秋田市がJリーグに対し、「陸上トラックのない専用の新設スタジアムの整備実現に向けて取り

組んでいくこと」を文書で表明しているからこそ、暫定的条件付きライセンス交付であることを一般的には理解くださっている方も少ないのではないかと危惧しています。

ブラウブリッツ秋田の場合、暫定ライセンス交付が相当早い時期であったことから、Jリーグからは改修期限を明記されませんでした。後発のクラブに対しては「期限」が設けられるなど、より厳しい対応がなされているのが現状です。暫定ライセンス交付からはや六年、Jリーグからは遅々として進まないスタジアム整備に対して、「ライセンスの剥奪」も含んだ厳しい対応を示唆されるようになってきました。「J2」の厳しい競争の中で奮闘するブラウブリッツ秋田に対し、希望の光を当てていただきたいと思います。知事はこのようなライセンスの剥奪も考えられるような厳しい状況について、どのように認識しておられるのか。また、これまでクラブが主体的な取組によってスポーツによる地域の活性化に貢献してきたことについて、どのように評価しているのかお伺いします。

秋田市の穂積市長は、開会中の市議会九月定例会の市長説明や答弁において、追加候補地を八橋運動公園内に絞り込む方針を示しており、また、先月二十八日の会見では、「年内にはスタジアムの建設地を決めたいと思っています」と述べました。紆余曲折ありましたが、これがJリーグのライセンス問題、建設着工時期、用地、資金、県民市民の理解、クラブ経営の情熱、全ての要素を踏まえた上で、現時点では最善の候補地であり、これがスタジアム整備を前進させるラストチャンスのような気がしてなりません。

今、私はこの場で秋田市長の発言や市議会での答弁を踏まえたスタジアム整備の方針について知事にお聞きしたいと思っております。知事答弁は恐らく「正式に秋田市の意見を聞いてから」となるのでしようが、それでは納得できません。

知事は「私のところにはスタジアム建設反対の声がいつぱい来るん

だ」と、建設反対論が県民の総意のようなお話をされることかしばしばありますが、「積極的な発言行為をしない多数派」を指す「サイレントマジョリティ」という言葉もあります。「声なき声」とも表現されますが、「反対」ばかりではなく「賛成派」の声なき声に耳を傾ける幅広い県政運営を心がけることも大切なことだと思いますかでしょうか。

私の耳には、「最近の知事と穂積市長、おがしぐねがっ」とお二人の関係性、スタジアム整備に絡む迷走を、「反対派」、「賛成派」考え方はいろいろあれども、賛否にかかわらず、嘆いている県民がいることを知ってほしいと思います。

十年半前、スタジアム整備の候補地を検討された当時の思いに立ち返り、当然県は、八橋案についてもそれなりの情報、判断材料は持っているのですから、県により主体的な「八橋論」について知事の御所見をお伺いいたします。今後は積極的に議論に加わり、この問題を前に進めていただくことをお願いしたいと思いますかでしょうか。

明日、土曜日、午後七時から「ソユースタジアム」でホームゲームがあります。クラブ設立十五周年の記念マッチです。今シーズンは入場者数の増加率でJリーグから評価をいただいているブラウブリッツ秋田の試合を観戦いただき、クラブの現状、サポーターの愛と熱を直接感じていただけないものでしょうか。強く強くお願いをしたいと思います。

私にとって今回の一般質問が三十一回目となりました。うち佐竹知事への質問は二十九回。また総括審査においては二十八回、佐竹知事とは二十六回にわたり議論を重ねさせていただきました。

経験豊富にして情報量は膨大、頭の回転も早く知識に満ちあふれた知事との議論は、緊張感が漂い、私にとって充実した時間でありました。未熟な私の質問にも誠意を持って丁寧な御答弁いただいたことは私の人生にとって大切な時間、貴重な経験でした。この経験を無駄にすることなく、与えられた県政に寄与できる時間を大切に使うてまいりたいと思います。もしかしたらこれが佐竹知事との最後の質疑になるかもしれま

せんが、今後とも御指導賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。また、佐竹知事は健康に御留意され、残された任期も一生懸命努めてくださいますようお願いを申し上げます、私の一般質問とさせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

●議長（北林丈正議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。工藤議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、治水対策のうち、内水被害等軽減対策計画の進捗であります。今年七月の大雨は、県内六地点で七十二時間降水量が観測史上最大を更新するなど、記録的な豪雨となり、三年連続で公共土木施設や農地・農業用施設などに大きな被害が発生しており、私自身も、由利本荘市内の被害状況を現地で直接確認し、激甚化・頻発化する水災害への対策の必要性を改めて認識したところであります。

こうした豪雨災害から県民の生命と財産を守るためには、河川管理者に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、河川改修のほか、雨水処理機能の強化やリスク情報の提供などを行う流域治水の取組をさらに推進していくことが重要であるものと考えております。

昨年、広範囲な浸水被害に見舞われた雄物川下流域では、国や関係する市町村と共に、流域全体で再度災害防止に取り組み「水災害対策プロジェクト」を取りまとめ、ハード・ソフト一体となった対策を進めております。

このうち、特に甚大な被害が発生した太平洋流域においては、「内水被害等軽減対策計画」に基づき、河川改修を行っており、旭川合流点からJR奥羽本線までの区間について、現地測量や資材手配等を進め、来月には工事に着手するほか、桜大橋までの区間でも、来年度の工事発注に向け、準備を進めているところであります。

また、秋田市で行う下水道整備等の内水氾濫対策については、雨水幹

線や排水ポンプ施設の整備に必要な設計を進めているほか、排水樋門の操作が不要となるフラップゲートの設置などを行っております。

引き続き、秋田市との連携を密にしながら、計画に基づく河川や下水道の整備等を集中的に推進し、太平洋川流域における浸水被害等の軽減を早期に図ることで、県民の安全・安心な暮らしの確保に努めてまいります。

次に、太平洋川流域の改修等であります。

気候変動の影響により、全国各地で河川や内水氾濫による浸水被害が連日のように発生している中、都市化の進展で市街地の大半が舗装されるなど、雨水の浸透が著しく阻害された地域においては、河川改修や大規模な下水道による雨水対策を講じたとしても、水害リスクを完全に回避することは財政的・物理的に不可能であるものと考えております。

太平洋川流域においても、河川改修等を実施することにより、昨年七月と同規模の降雨による浸水面積を大幅に解消できる見込みであるもの、こうしたハード対策に加え、住民や企業などが自らのリスクや流域治水を自分事として理解し、行動につなげるためのソフト対策を推進していくことが重要であります。

このため、秋田市などと連携しながら、ハザードマップの整備等によるリスク情報を提供するとともに、流域治水の取組やこれまでの水害伝承に関する情報の周知、防災対策における人材育成等の教育活動を行うなど、県民の防災意識の向上に努めていくことしております。

浸水シミュレーションについては、気象予測の精度などに課題があり、現時点で広く情報発信することは難しいものと考えておりますが、洪水予報河川である太平洋川では、最新の測量データに基づき、上流の太平洋本町観測所で避難行動の目安となる水位を新たに設定するほか、下流の牛島観測所の設定水位の見直しなど、ソフト対策の強化を進めてまいります。

また、旧雄物川流域における特定都市河川の指定を今年十一月に予定

しており、指定後には、流域内の河川の整備方針等を定める必要があることから、太平洋上流の具体的な対策についても検討を進め、来年度中を目途に、河川整備計画の見直しを行ってまいります。

次に、田んぼダム・治山ダムの整備であります。

県では、昨年六月に「田んぼダム技術マニュアル」を策定し、田んぼダムの普及に努めているところであり、現在、大仙市を中心に三千ヘクタールを超える農地で取り組まれております。

田んぼダムは、水田からの最大流出量を抑え、下流域の被災リスクを減らすものであり、流域全体の農地で広く取り組むことで、市街地の洪水被害軽減に一定の効果が発揮されるものであります。

また、田んぼダムに取り組む農家への支援としては、多面的機能支払交付金の活用による排水調整板の設置や畦畔補強などに加え、一定の要件を満たす場合には、交付金の加算措置を受けることが可能となっております。

田んぼダムの取組を進めるためには、関係農家や便益を受ける地域住民が、その効果や恩恵を理解するとともに、市町村や農業団体が主体となって、流域での合意形成を図ることが重要であります。

県としましては、ほ場整備や交付金制度の活用事例を用いた普及に努めるとともに、太平洋流域での話合いの状況に応じて、マニュアルに基づいた技術的な助言を行うなど、適切にサポートしてまいります。

また、治山ダムは溪流の勾配を緩和し、流れる水の速度を緩やかにすることに、溪流侵食や山腹崩壊等を防止するとともに、下流への土砂流出を抑制することを目的としております。

県ではこれまで、土砂流出等により下流へ被害を与える恐れのある地区の現況調査や、既存施設の点検を五年置きに実施しており、その中で、太平洋流域にある三十二地区については、今年度中に終える予定であります。

こうした結果を踏まえ、対策が必要な箇所については、治山ダムや山

腹工などの整備を進めるほか、施設の修繕を行うなどの取組を進めてまいります。

なお、遊水地の整備については、太平川上流における治水対策を進めるため、現在、航空レーザー測量を行い、地形等の状況を把握しているところであり、今後は、輪中堤や遊水地など、流域治水として効果的な具体の整備手法について検討してまいります。

次に、県立大学附属高校の設置のうち、先進県での取組の評価と研究の進捗状況であります。

現在、公立大学に附属高校を設置、または設置を予定している三県への視察に加え、全国の公立大学に関するアンケート調査を実施したところであり、今後、これらの結果を踏まえ、関係機関との協議を行うこととしております。

視察においては、各県の知事部局、教育委員会、公立大学及び附属高校の担当者から職員が話を伺い、各地域の実情や課題等が異なっていること、設置に関する考え方や経緯にも様々な背景があることなどを把握したところであります。

特に、奈良県においては、県立高校及び教育政策に深く知見のある人材が関わり、独自に開発したカリキュラムにより附属高校を新設するに至ったという話を聞いております。

また、山口県においては、知事部局、大学、教育委員会及び外部有識者を交えた協議会において十分に検討を重ねた上で、県内の高校の中から、大学教育との接続の効果が最も期待される高校を選定したと伺っております。

次に、アンケート調査では、公立大学を設置している七十五の自治体に対して、附属高校の設置に関する意向を確認したところ、過去に検討したことがあるとした四つの自治体において、設置の目的として、高校の存続や教育の充実を想定していたものの、教員の身分など高校運営に係る課題があり、現時点では設置に至っていないという回答を得たとこ

ろであります。

今後、大学や教育委員会の考え方を踏まえ、附属高校設置の意義や課題を十分に整理し、先行する他県の事例における生徒の進路や入学者の確保の状況など、設置による効果等も注視しながら関係機関との協議を進めてまいります。

私としましては、様々な課題があるものの、附属者高校化によって、より高度な教育に触れる機会が増えることから、高校の魅力につながり、県内外の入学者が増加するなどの効果も期待できるため、一定の時間を要するとしても、大学及び高校双方の課題を個別に検討・解決しながら、附属高校化の実現を目指してまいります。

次に、金足農業高校の附属高校化と機運の醸成等であります。

県立大学においては、県内高校生が大学の特色ある教育・研究に触れる機会を設けており、大学レベルの理数科目について、教員が講義する「高大接続塾ハイレベル講座」や、大学の教育研究内容を高校生向けに分かりやすく講義する「出前講座」などのメニューがあり、県内の様々な高校との連携の取組を進めてきたところであります。

また、金足農業高校との間では、地域の発展に貢献できる人材の育成などを目的に、令和二年度に連携協定を締結しており、大学の最先端研究や教育環境等に生徒が触れることができる、模擬講義や講演、キャンパス見学会などを開催し、将来の進路選択や学習意欲の向上に寄与しております。

そうした中で、附属高校の設置に当たっては、これまで実施してきた高大連携の取組も踏まえつつ、双方の学校の特色を十分に生かし、大学が求める資質や能力の一端を高校段階から育成できるように、大学の基本理念や教育内容と合致する、高校教育の目標やカリキュラムなどを策定する必要があると考えております。

特に、農業などの専門学科を有する高校については、大学で学ぶための基礎となる一般教科の学習時間の十分な確保が難しいことから、大学

や教育委員会などの関係機関と協議を重ね、附属高校化に向けた課題の解決に取り組むとともに、高大連携や大学・高校双方の魅力の向上に関して、幅広く意見交換を行うためのシンポジウム等の開催について、今後検討してまいります。

次に、新スタジアム整備のうち、ブラウブリッツ秋田であります。

クラブに対しては、現在、Ｊ１ライセンスが交付されておりますが、これは八橋陸上競技場の大型映像装置や照明設備等の改修に加え、新たなスタジアム整備の実現に向けて、県と秋田市が取り組む意向を表明したことなどを踏まえ、近い将来、本来のスタジアム基準を満たすことを前提に、例外的な扱いとして交付されたものと理解しており、できるだけ早い時期に基準を満たす施設を整備すべく、この間、市やクラブ側と議論を重ねてまいりました。

その後、様々な過程を経る中で、候補地については市が主導して選定を行うことになり、市及びクラブより提案があつた地方卸売市場の再整備により生じる余剰地を候補地とすることに県も同意したほか、整備費の一部を負担する考えを示すなど、実現に向け、できる限り支援を行ってきたところであります。

こうした中、今般クラブが、Ｊリーグからライセンスの不交付もあり得るとの厳しい指摘を受けたことについては、大変残念なことであり、危機感を持って対応していく必要があると考えております。

スタジアムの整備は、百億円規模の経費を要するものであり、仮に整備手法が民設民営方式であっても、多額の税金が投入されることから、クラブの取組が多くの方々々に理解される必要があることを私は以前から述べてきており、県による支援の前提としてまいりました。

クラブでは、スポーツを通じた秋田のまちづくり・人づくり・夢づくりへの貢献として、地元の子どもたちが参加するサッカー教室の開催や、トップチームを目指す選手育成のため、レベルの高い指導にも積極的に取り組んでいるほか、県内の自治体や企業とも連携しながら、幅広い世

代を対象とした健康づくり活動、地域の伝統行事への参加、市民も利用できる天然芝のグラウンド整備や、幼稚園・保育園の園庭に芝生を普及させる活動などを行っており、住民との交流や地域貢献に取り組んでいる点については、評価しております。

しかしながら、現状を見る限り、活動を通じた整備への機運は、多くの県民・市民、あるいは民間資金の協力をいただく経済界などの間で、大きく高まっているとは言いがたい面があるのも事実であり、早期整備に向けては、行政やクラブによる整備地や手法の検討と併せ、より多くの県民・市民に活動のすばらしさが理解され、スタジアム整備を後押ししていただける環境を整えていくことも重要であると認識しております。

次に、県より主体的な関与であります。

新スタジアム整備については、令和元年度に県と市が整備に向けた諸課題の調査・研究を行う中で、「八橋」を含めた三か所の候補地を検討した結果、最終的に適切な候補地が見いだせなかったため、その後は、市が主導して、都市計画やまちづくりの方向性と整合を図りながら、新たな候補地を選定するとともに、その選定を踏まえつつ、県と市が共同で事業手法等の検討を進めることになっております。

これを受け、市では、外旭川地区まちづくり基本構想の中にスタジアム整備を位置づけ、その後クラブ等の意向も踏まえて内容を適宜見直しながら、市とクラブ側が、その候補地を卸売市場の再整備で生じる余剰地としたところであります。

県も新スタジアムの機能に一定の公益性が認められ、県民の合意が得られる場合には、整備費の一部を負担する考えを示すなど、これまでも事業に協力する方向で取り組んでまいりましたが、このたび、Ｊリーグのスタジアム基準の改定や、ライセンス事務局からの整備スケジュールの前倒しの指摘があつたことを踏まえ、市が外旭川地区以外での候補地の再検討を行い、「八橋運動公園内」を新たな候補地としつつ、事業スキームについても、PFI方式を含めた公設による整備の可能性を提案

し、様々な課題の解消を図ろうとしていることは、実現に向けて、大きなターニングポイントになるものと考えております。

このような認識の下、今週火曜日にはＪリーグの野々村チェアマンと直接お会いし、市の提案について、市議会や市民の合意が前提にはなるものの、「早期整備が可能で、交通の利便性が高いことに加え、他のスポーツ施設が集積し、中心市街地のにぎわい創出にも寄与する八橋運動公園への整備が望ましい」との私の考えを示しつつ、県として、経費支援等の面でもしっかりと支えていくことをお伝えしたところ、「是非その方向でお願いしたい」とのお話をいただくなど、ライセンスの維持や整備促進に向け、チェアマンには前向きな感触を持っていただいたものと受け止めております。

現在、市においては、外旭川地区のまちづくり計画も残しながら、新たなスタジアム候補地を示して再検討を行っているところであり、まずは、こうした市の動向を見守るとともに、協議段階に進んだ場合には、二度と後戻りすることがないように、市やクラブと合意形成を図りながら、しっかりと前に進めてまいりたいと思っております。

なお、明日の試合については、体調により観戦できませんが、十五周年の記念マッチを勝利で飾ることができそうですよう、サポーターの一人として応援しております。

以上でございます。

●三十五番（工藤嘉範議員） スタジアム整備について、一点だけ再質問をさせていただきます。

知事から前向きな御答弁、整備に向けた取組についての意気込みも伺いました。本当にありがとうございます。

それで、答弁の中で、相変わらず、首長としての考え方としては、当然ですが、県民・市民の理解、それから一定の公益性ということに言及されておるわけですが、その点、私も同感であります。ただ、この間、答弁にもいただいたように、先般、Ｊリーグの野々村チェアマン

がおおいでになった目的というのは、ライセンスについての意見交換もすることながら、Ｊリーグのシーズン移行に伴い、寒冷地——雪が降るような地域での試合を、クラブが継続するための支援をＪリーグ機構がするという、強い目的もあつて来たかと私は思っています。その中で、冬季、秋田のような地域において、サッカースタジアムが雪国の中でどういった地域貢献、社会貢献の施設として活用できるかを踏まえた上で、やはりいろいろな冬季利用、暖房が入った施設だとか、いろいろなこと活用を考えたときに、やはり県民の理解、あるいは公益性というものも当然あつた上でのスタジアム整備というのは、そのとおりなのですけれども、行政主導の中で、秋田でそのようなプロスポーツ、あるいは一つのレベルの高いスポーツの整備環境を整えながら、秋田に新しいスポーツを根差していくというのは、行政の中でそういう施策をリードしていくという考え方もあつてもいいのではないかと思えますけれども、この間のチェアマンとの意見交換も、その中で、多分出たと思えますけれども、そのようなことを踏まえてのスタジアム整備についてのお考えをお聞かせください。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 冬季は、寒いところは、十二月からかな、二月の末まで、三月の初めかな、この間は全く試合はないと。ですから、今の状況ではピッチは雪で使えませんが、チェアマンからは、例えば暖房用の椅子の経費、あるいは冬でも使えるようなランニングエリア、こういうものについて資金支援をするというお話を伺っております。それによって、冬季も一定の使い方を、市民・県民ができるという。また、今日のマスコミによりますと、ピッチも、一定の条件で一般に開放するというお話もありましたので、まずは、そのような方向であれば、我々もサッカーの振興に加え、県民・市民の健康づくり、あるいはイベント等に使えますから、そういうことで、一定の投資について、県民に説明しながら御理解をいただくことができるのではないかと考えています。

また、これは確定ではありませんが、私の感触としては、八橋であれば、チェアマンは、相当相乗効果があり、最も望ましいということで、まずは、あの場所に一定の時期までできるような見込みが立ちますと、ライセンスも維持できるという感触を私は持ったところであります。

●議長（北林丈正議員） 三十五番工藤嘉範議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。再開は十一時十五分といたします。

午前十時五十七分休憩

午前十一時十五分再開

出	席	議	員
一	佐藤光子	二	櫻田憂子
三	山形健二	四	高橋健
五	武内伸文	六	小棚木政之
七	高橋豪	八	瓜生望
九	島田薫	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	薄井司
十三	佐藤正一郎	十四	宇佐見康人
十五	住谷達	十六	児玉政明
十七	小山緑郎	十八	小野一彦
十九	鈴木真実	二十	沼谷純
二十一	加藤麻里	二十二	小原正晃
二十三	三浦茂人	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	鈴木健太
二十七	佐藤信喜	二十八	今川雄策
二十九	高橋武浩	三十	石田寛
三十一	渡部英治	三十二	北林丈正
三十三	竹下博英	三十四	原林幸子
三十五	工藤嘉範	三十六	加藤鉦一

三十七番 三浦英一 三十八番 柴田正敏
三十九番 川口一 四十番 鶴田有司
四十一番 鈴木洋一

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（北林丈正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。二十三番三浦茂人議員の発言を許します。

【二十三番（三浦茂人議員）登壇】（拍手）

●二十三番（三浦茂人議員） 会派みらいの三浦茂人です。

一般質問の機会をいただき、先輩、同僚議員の皆様には感謝申し上げます。

また、傍聴にお越しいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

初めに、財政運営について伺います。

日本銀行は、今年三月の金融政策決定会合でマイナス金利政策の解除を決め、七月には政策金利である短期金利の誘導目標を〇・一％程度から〇・二五％程度とする追加利上げに踏み切りました。これまでの金融緩和頼みの経済から、金利の規律と向き合う時代に移行したとも言えます。

金利の引上げは、長短問わず企業も家計も県財政にとっても少なからず影響があるものと考えます。

県は、昨年十月に「財政の中期見通し」を公表しています。それは将来を見据えた持続可能で安定的な財政運営を行うための参考として活用するもので、財源不足については令和六年度から令和十年度までの五年間、実質公債費比率及び将来負担比率については令和六年度から令和十

五年度までの十年間を推計期間としています。

中期見通しにおいても、ある程度の金利上昇は見込んでいると思いますが、八月以降の金利上昇の影響で県債の利払い費は中期見通し以上の負担増加が見込まれるのではないのでしょうか。まずは今後の見通しについてどのように考えているのか、知事の御所見をお聞かせください。

県債残高は長きにわたって一兆二千億円台に張り付き、利払い費は今年度当初予算で七十億円以上を計上しています。債務の規模が大きいほど、わずかな金利上昇でも利払い費が大幅に上振れするのは言うまでもありません。

令和五年度のプライマリーバランスは百十九億円の黒字でした。しかし、プライマリーバランスが黒字だからといって、それがそのまま財政の健全化につながるとは限りません。一兆円を優に超える債務がある以上、金利上昇リスクにさらされていることを忘れてはなりません。

県債は償還期限を迎えたものから順次足元の金利に基づく県債に置き換わっていくため、利払い負担の重みは徐々に増していきます。金利のある世界になった今、利払い費を計算するための想定金利を見直した上で、中期見通しを修正する必要があるのではないのでしょうか。併せて知事の御所見をお聞かせください。

県内では三年連続で大雨被害が発生しました。南海トラフ地震など巨大地震の発生も懸念される昨今、平時に財政の余力を確保する取組が欠かせません。そのためには、健全な財政運営とともに、金融緩和頼みの経済から民間主導の自律成長を実現するための選択と集中が必須です。

人口減少の最先端をいく秋田には、これまで以上に市場競争を通じて民間経済の活力を引き出す取組が必要です。それが県税の増収につながり、健全な財政運営にも寄与するでしょう。そうでなければ、九九・九%を占める秋田県内の中小企業全体の生産性は上がり、賃上げも持続しません。今こそ、民間投資を喚起する成長戦略が求められているのではないのでしょうか。風力のみならず県内企業が参画する新たな民間投資

をどのように実現し、県財政の健全化に結び付けていくべきか、知事の御所見をお聞かせください。

次に、秋田県立病院機構についてお伺いします。

今年度当初予算において、同病院機構への県からの運営交付金が五十億九千万円に上り、独立行政法人化した平成二十一年度以降で最大となりました。循環器・脳脊髄センター分として三十六億二千万円、リハビリテーション・精神医療センター分が二十一億七千万円です。

令和六年度から十一年度までの五年間にわたる第四期中期計画がスタートし、その初年度も、はや半年が過ぎようとしています。令和六年度計画において、収支は七億八千五百万円の純利益を見込んでいます。令和五年度末の実績では七億七千一百万円の純損失でしたから、単純計算では、この一年間で前年比十五億五千万円強の収益改善を図ることになります。果たして計画は達成可能なのか、知事の御所見をお聞かせください。

病院機構において特に懸念されるのが循環器・脳脊髄センターの運営です。平成二十七年三月末に秋田県成人病医療センターが解散し、循環器部門は旧脳研に移管されました。旧脳研は平成三十一年三月から名称を秋田県立循環器・脳脊髄センターに変更し今日に至っています。当時の病院機構全体では、平成三十年末で三十億円の現預金がありました。令和六年三月末には五億円ほどに落ち込んでいます。要因は幾つかあるのでしょうか、循環器疾患の医師不足と病床利用率の低下にほかならないと考えます。

令和五年度の循環器・脳脊髄センターの病床利用率は五五・四%、リハセンは八九・三%でした。今年度の目標は循環器・脳脊髄センターが六〇%、リハセンが八八・三%となっています。中間決算時点で医師不足の解消や病床利用率の改善などの目的が立たなければ、半年後は厳しい決算となることは自明の理です。それは県の運営交付金の負担に直結することを意味しており、危機感を持った対応が求められます。

令和六年三月期の病院別財務諸表を見れば、循環器・脳脊髄センターは十二億円の繰越欠損金を抱え、十六億円の債務超過です。リハセンの繰越欠損金はありませんが、三億七千九百万円の債務超過です。本部勘定を含めた病院機構全体では、三十三億九千万円の繰越欠損金で十九億五千万円の債務超過という現実があります。このままでは、循環器・脳脊髄センターは第四期中期計画の道半ばで実質破綻という事態になりかねません。

これまで様々、議会においても議論されてきましたが、病院機構に対する経営上の懸念について改めて知事の御所見をお聞かせください。

世界の脳研と循環器の高度医療を提供してきた成人病医療センター。この隣接した二つを統合する医療構想自体には理解できるものの、循環器・脳脊髄センターの循環器部門が今日のように、医師が去り、病床が空き、心疾患の手術を他の基幹病院に依存せざるを得ない事態を誰が予測できたでしょうか。

いま一度原点に立ち返り、どんな問題点があったのか、これまでの経緯を検証し後世の教訓とすることが知事に残された使命ではないでしょうか。知事の御所見をお聞かせください。

次に、防災対策についてお伺いします。

今年、元日の「能登半島地震」に始まり、七月のかほ市から山形県酒田市にわたる大雨被害、八月八日の宮崎県日向灘を震源とする地震と、その地震の発生に伴って南海トラフ地震臨時情報が初めて発表され、さらに同十九日には茨城県北部を震源とする震度五弱の地震が発生しました。

県内外を問わず地球温暖化の影響で風水害の激甚化が常態化し、異常気象や地震など、災害が日常になっていく感があります。他県での災害も他人事ではなく物資の支援や人的支援が求められるのは言うまでもありません。

県においては、災害が発生した場合に備え、昨年七月の記録的大雨災

害で明らかになった課題と、その解決に必要な対応について「令和五年大雨災害の検証と今後の対応」と題した報告書を六月に取りまとめます。

県や市町村、社会福祉協議会などからの意見や要望等を取りまとめて検証した上で、浮かび上がった課題を「共通課題」、「平時における備え」、「初動対応」、「被災者支援・生活再建支援」の四項目に分類し、今後の方向性と対応方針について明示しています。

これまでの度重なる災害に対し県、市町村及び関係者の皆様の取組には、敬意を表するしかありませんが、異常気象による大雨など、いつどこで起きてもおかしくない災害に対応するためには、今後の防災体制をより盤石にするための抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。

このたびの報告書でも分かるように、災害対応は自治体によりばらつきがあるのは否めません。災害対応に精通し機敏に的確に対応できるところもあれば、マンパワーも含めて様々な理由でそれが困難なケースもあり、それが時と場合によっては被害の拡大に直結します。

このような、現下の状況や昨今の自然災害を鑑みれば、この際、防災対応全般を専門とする新たな部署を新設することを検討すべき時ではないでしょうか。

現在、主として防災を所管するのは「総合防災課」ですが、総務部防災担当の人員体制二十三人で果たして十分なのか、これだけ災害が続けばその対応だけでも精一杯で、次への備えに支障を来すのではないのでしょうか。

今回の報告書で災害事例の共有が図られ、災害対応マニュアルの再整備や体制構築に生かされることは有意義なことと評価しますが、それが継承されなければ今後につなげていきません。そのためにも、災害対応を専門に扱う部署、例えば「総合防災部」を設置し、関係市町村との連携をより強固に構築し、平時から万全の危機管理体制を構築することが防災対策に不可欠と考えます。知事の御所見をお聞かせください。

今から六年前、二〇一八年七月に全国知事会は政府に「防災省」創設を求める緊急提言をしています。提言では、南海トラフ地震や首都直下地震などを挙げ、「日本は大幅な人口減少が見込まれ、巨大災害で甚大な被害が及べば地域消滅も危惧される」と指摘しています。

その緊急提言の翌年の台風十九号では全国で九十一名、東北では五十七名の人的被害もありました。

当時の知事会の緊急提言は先を見据えた危機感の表れだったのかもしれませんが。その思いを形にするためにも国に先んじて、当県における災害対応専門部署の創設については是非御検討いただきたいと思いますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、読書活動の推進についてお伺いします。

読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることから、本県では、平成二十二年四月施行の「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、平成二十三年三月に「秋田県読書活動推進基本計画」を、平成二十八年三月には「第二次秋田県読書活動推進基本計画」を策定し、県民の読書活動の推進に取り組んできたことは御承知のとおりです。

現在は、令和三年度から令和七年度までを計画期間とする「第三次秋田県読書活動推進基本計画」において、「生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに」を基本目標として、県民のライフステージ等に応じた読書環境の整備を進めており、最終年度の目標達成に向けて鋭意取り組んでいることと思います。

第三次基本計画では、主な取組として「家庭」、「学校」、「地域・職場」における読書活動の推進及び「関係機関等との協働による読書活動の推進」を四つの柱として掲げています。

このうち、「関係機関等との協働による読書活動の推進」においては、県の施策として十一項目を挙げていますが、その中の一つ、「書店団体等と連携した読書活動の推進」に関連してお伺いします。

本計画では、県民の読書意欲を喚起するため、県内の書店団体等と連携して、読書に関する情報提供の取組を行うとしています。その具体的な取組として、「SNSを活用したキャンペーン事業」、「あきたブックネットによる「まちの本屋」の読書活動の推進に関する取組の紹介」、「読書拠点に関する調査」を挙げています。ただ残念なことは、これらの取組には、具体的な指標となる基準値及び目標値が示されていない点です。事の性質上やむを得ない点はあるかと思いますが、ここは新たな視点から書店と図書館等との連携という切り口から読書人口の増加につながる取組をより具体的に検討すべきではないでしょうか。

全国一千七百四十一市区町村のうち、書店が一店舗もない自治体が今年三月時点で四百八十二市町村に増え、全体の二七・七%に上ることが出版文化産業振興財団の調査で分かりました。集計対象は取次会社と販売契約を結んでいる実店舗をベースとし、ネット書店や大学生協、古書店は含まれていません。全国の書店数は七千九百七十三店舗で、前回令和四年九月の調査に比べ六百九店舗減少しています。

秋田県内を見ると、一店舗もない自治体は八町村、一店舗あるだけで「無書店予備軍」とも言える自治体は二町村で、書店ゼロと合わせた比率は四〇%に達します。

読書条例には、全ての県民が読書活動を容易に行うことができるようにするための積極的な環境整備の推進がうたわれているほか、図書館や民間団体等との連携に努めることが明記されています。

町中の書店が消えていくという現状を知事はどのように受け止めているのでしょうか。

県内には公立図書館が五十一、公民館図書室等が二十三、点字図書館が一つあり、本を貸し出す図書館と、販売する書店が対立ではなく連携を強化することで地域の読書人口を増やすことが肝要と考えます。

図書館と書店の連携を求める声は、国会でも広がっているようです。自民党の「街の本屋さんを元気にして、日本の文化を守る議員連盟」

の提言などを受け、書店や出版社、図書館関係者らによる「対話の場」が昨年十月に設けられ、今年四月には地元書店からの優先的購入などを検討するといった連携策を打ち出しました。

文部科学省も六月、こうした連携を全国に広げていくため、北海道から沖縄まで五十一か所での「図書館・書店等連携実践事例集」をまとめられています。今後の推進活動に大いに参考になるのではないのでしょうか。

また、地域の「読書人口」を増やす事業モデルを構築し、全国に普及させるため来年度予算の概算要求に関連経費四千万円を盛り込むほか、連携事業を行う自治体などを全国から公募し、六か所を選定して財政支援する方針です。秋田県もこの公募に手を挙げるのか、検討してはいかがでしょうか。

鳥取県立図書館では平成二年の開館当初から、購入する本の約半数を地元書店が持ち込んだ書籍の中から司書が選ぶ「見計らい」を行っています。この地元書店から購入する「鳥取方式」は地元書店が収益を得られる利点があります。同館は書籍と雑誌の購入に約一億円の予算を持っており、令和四年度はその九六%を使って県内書店から購入しています。また、東京都町田市立図書館では、利用者がネットやリクエスト用紙で予約した図書館の書籍を書店で受取や返却ができるサービスを行っています。

国外の事例としては、フランスにおいて、令和三年五月に若者の文化活動を支援するため、十八歳時に二年間の有効期限で三百ユーロが支給される「カルチャー・パス」が導入されました。そして昨年四月に、令和三年の導入以来一千四百五十万冊の書籍が購入されたと発表しています。文化全般への支援策ですが、カルチャー・パスの恩恵を最も受けたのは書籍で、特に日本の漫画の販売が伸びたそうです。

対象年齢や支給額そして財源等の課題はあると思いますが、若者の書籍購入を大きく後押しする取組として、秋田版「カルチャー・パス」制度の導入に向けて、調査・研究するなど一考の余地があるのではないで

でしょうか。

県においてもこのような事例を参考に、第三次基本計画の見直しとともに、無書店自治体ゼロを目指すなど、明確な目標値を設定した取組強化が必須と考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、教育長にお伺いします。

今年度の全国学力・学習状況調査で、本県は小学六年、中学三年ともに好成績で全国上位を維持しました。しかし課題もあるようです。

中学三年の国語の正答率が六〇%で昨年度の七四%より十四ポイント下がり、これまでで最低になりました。

「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」に関する問題の中では「読むこと」の正答率が四九・五%となり、前年度の六八・四%を一八・九ポイント下回りました。

全国的にも同様の傾向にあるようで、読解力に課題があることが示されています。文部科学省の分析では、全国的に動画やSNSなどに費やす時間が長いほど正答率が低下する傾向が見られ、短文のコミュニケーションが中心になる一方、読書量は減少し、それが、長文の読み書きの苦手意識を持つ生徒の増加につながっているとされています。

さて、教育委員会では、検証改善委員会を立ち上げ、これまでの課題の改善状況や今年度の結果から明らかになった課題等について、詳細な分析を進め、調査結果の概要を提供するなどして各学校を支援していくとしています。

学校現場において、この結果を踏まえた「読む」力、読解力向上のためにはどのような方策を講じるべきなのか、また、読書量減少の歯止めには学校司書の関わりがより一層求められると思います。人員配置は十分なのか、処遇改善も含めた具体策は検討しているのか、教育長の御所見をお聞かせください。

次に、保育事故についてお伺いします。

事故報告の制度では、子ども・子育て支援制度や児童福祉法施行規則

により、事故が発生した場合における自治体への報告が義務付けられています。

こども家庭庁は令和五年に全国の保育所や幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設等における事故についてその集計結果を八月に公表しました。

施設で発生した死亡事故、治療に要する期間が三十日以上、負傷や疾病を伴う重篤な事故等が対象で、事故の件数は前年より三百十一件増加の二千七百七十二件で過去最多となりました。負傷等の報告は二千七百六十三件で、そのうち約八割が骨折によるものでした。また、負傷等の事故は、約九割が施設内で発生しています。さらに死亡の報告は四件増の九件となっています。

県においても、昨年十二月に教育・保育施設等に事故発生の際は速やかに子ども家族等に連絡するほか、所在する市町村を経由して県に報告する旨、通知しています。

その目的は、事故の発生要因を検証し、再発防止に努めることとしていますが、秋田県における事故の状況及び現状を踏まえた各施設における再発防止策がどのように実施されているのか、また県の具体的な関わりは十分に徹底・浸透しているのか、教育長の御所見をお聞かせください。

誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生している状況や、送迎用バスに置き去りにされた園児が熱中症により亡くなった事例を踏まえ、安全装置の装備の義務付けがなされたことは記憶に新しいところです。

このような背景も鑑みて「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策について、職員向けの啓発資料を作成し自治体、施設・事業所に発出されています。加えて、各種自治体説明会や研修会等において、ガイドライン等の周知を実施しているようですが、十分な理解と活用結びついていくのか、現状の実態と課題について併せて教育長の御所見をお聞かせください。

次に、コンプライアンスについてお伺いします。

先月、昨年三月に県が契約した公共工事を巡る贈収賄事件で県職員が逮捕され、二十八日には秋田地方検察庁に起訴されました。県民の信頼を損なう大変残念な事案であり、原因の究明と再発防止策の徹底が急務と言えます。

これまでも毎年のように不祥事が発生し、そのたびに再発防止に努めるといふ言葉が声高に叫ばれてきましたが、その声とは裏腹に不祥事はなかなか後を絶ちません。今回の事案も司直の手が伸びる前に、未然に防ぐことができなかったのか、徹底的な検証が必要です。

県では、建設部や農林水産部の職員を対象にしたコンプライアンス研修や公務員倫理研修を実施したようですが、本来であればこの機会に、全役職員を対象に実施すべきではなかったでしょうか。あるいは、今後実施する考えはあるのでしょうか、知事の御所見をお聞かせください。

県においては、平成二十八年に全職員向けの「コンプライアンスハンドブック」、平成二十九年に教職員向けの「不祥事防止ハンドブック」、令和三年に建設部・農林水産部職員向けの「建設工事等発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル」が作成されていますが、それが形骸化しているのではありませんか。活用は十分なのか、課題はないのか、真剣に考える必要があります。マニュアル等の有効性を担保するためにどうすべきか、知事の御所見をお聞かせください。

県内の民間企業の中には、不祥事発生の有無にかかわらず、毎月、テーマを決めて「コンプライアンス勉強会」を開催し、その実施報告書を作成するほか、三か月ごとに自己チェックシートを活用するなど自己啓発にも取り組んでいます。

多くの職員が法令順守のつとめ日々懸命に職務に精励していることを思えば、不祥事の芽をいち早く察知し、その芽を摘み取ることが県民の信頼回復の要です。

まずは組織のトップである知事自らが率先垂範してコンプライアンス

を実践し、職員の模範となる言動を心がけるべきと思いますが、これまでも振り返ってどのように自己評価しているのか、また、知事の心構えはどうあるべきか、最後にお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●議長(北林丈正議員) 県当局の答弁を求めます。

【知事(佐竹敬久君) 登壇】

●知事(佐竹敬久君) 三浦茂人議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、財政運営のうち、今後の利払い費と中期見通しであります。

日銀のマイナス金利政策解除や追加利上げ等を受けて、全国的な地方債の利回りや銀行からの県債の借入利率も、マイナス金利の時代と比べると高い水準で推移しており、中長期的に金利水準の上昇が続いた場合には、県財政に大きな影響を与える可能性があるものと考えております。

昨年度公表した財政の中期見通しでは、県債の借入利率等を踏まえ、一定程度の金利上昇を想定しておりますが、長期的に金利情勢を正確に予測し、想定を大きく超えるような利子負担が発生するかどうかを見通すことは困難であります。

しかしながら、現在策定を進めている新たな中期見通しにおいては、さらなる金利水準の上昇リスクを想定した将来見通しをお示しした上で、持続的かつ安定的な財政運営を図っていく必要があるものと考えております。

次に、県内企業が参画する新たな民間投資であります。

日銀の短観によると、本県における民間投資は、製造業を中心に全国平均を大幅に上回る伸びを続けており、洋上風力発電や輸送機、IT関連企業の立地に伴う設備投資や、そのサプライチェーンへの県内企業の参画に向けた旺盛な投資意欲がうかがわれます。

また、近年は、ホテルやマンション等の建設が進むなど、県外大手資本による大規模な投資が増加してきており、こうした民間投資の拡大は、

県財政の運営にも寄与するものと考えております。

このため、県では、引き続き大きな投資が期待される成長分野の企業誘致を促進するとともに、工場の新增設や省エネルギー化などに向けた設備投資への支援のほか、新たなビジネスの創出を担う人材の育成や、成長分野への参画に向けたマッチング機会の提供などにより、さらなる民間投資の拡大を図っていくこととしております。

こうした取組に加え、時代の変化等により、事業継続が困難になる企業もある中で、企業価値の向上につながるM&Aを、単なる経営資源の統合にとどまることなく、成長戦略として進化させ、その効果の最大化を図る取組にも注力し、企業の競争力を高めてまいります。

県としましては、中小企業振興条例の趣旨を踏まえ、引き続き、経営力の向上に取り組み意欲的な県内企業を支援するとともに、投資を起点とした経済の好循環につなげることにより、企業の収益や賃金水準の向上を実現し、県税収入の確保に努めてまいります。

次に、秋田県立病院機構のうち、令和六年度計画であります。

病院機構の六月末までの決算状況によると、本部を含む病院機構全体では計画比二千七百万円増の二億七千六百万円の純利益を計上しており、内訳として循環器・脳脊髄センターは計画比二百万円減の二億六百万円の純利益を、リハビリテーション・精神医療センターは計画比二千五百万円増の一億一千五百万円の純利益を計上しております。

また、有価証券を含む現金預金残高は十一億七千万円であり、三月時点より三億六千万円あまり増加していることから、現時点で今年度の収支計画は達成できるものと考えております。

一方、県の運営費交付金を除く医療収支は、両病院を合わせて十一億円あまりの赤字となっており、純利益の計上は運営費交付金の増額によるところが大きいことから、引き続き、経営管理会議を通じて財務管理や経営改善策を検討し、病院機構が運営費交付金に過度に依存せず計画を達成できるよう取り組んでまいります。

次に、病院機構の経営上の懸念と今後の在り方であります。

病院機構は、救急や高度医療といった不採算の政策医療を担うため、新棟の建設や高度な医療機器を整備しており、これらの設備投資に係る償還金や減価償却費が多額であることを考慮すれば、一定の期間、繰越欠損金が生ずることは避けられないものと考えております。

一方で、循環センサーが、引き続き本県の脳血管疾患の救命救急に係る三次医療機能を担っていくためには、退職や異動により減少した循環器部門の医師確保を進め、高度な医療機器や経験豊富な医療スタッフなど、充実した環境を十分に活用できる体制を整えることにより、収支改善につなげていく必要があるものと考えております。

また、県内の循環器医療提供体制の充実や、複数の疾患があり急性期の手術が適応外となる高齢者の増加など、医療情勢の変化を踏まえ、秋田大学や他の医療機関との連携や役割分担を進める必要があることから、秋田市内の急性期病院と意見交換を行うなど、課題解決に向けた取組を進めているところであります。

県としましては、病院機構が果たすべき役割は依然として大きいものと考えており、循環センサーが持てる機能を最大限発揮できるように、私自ら大学関係者と面談する中で幅広く提案いただくなど、大学側からもセンターの経営の立て直しについて前向きに協議にに応じていただいております。

さらに、大学や県医師会など外部有識者の参画を得ながら、将来的な医療ニーズを踏まえた病院機構の中長期的な在り方についても検討してまいります。

次に、防災対策であります。

県では、平成十四年度に生活環境文化部から総務部に業務を移管し、名称も総合防災課に改め、危機管理を含めた総合的な防災対策の業務を行っております。

今年度は、消防保安室を新たに設置し、消防部門の専門性・機動性を

向上させることにより、災害対応力と住民による地域防災力を充実強化したほか、災害対応等に女性の視点を取り入れるため、危機管理監、政策監、チームリーダーに女性を配置したところであります。

また、近年多発する災害に迅速かつ的確に対応していくためには、職員の専門性を高めることが重要であることから、国が実施している防災スペシャリスト養成研修の受講のほか、実際に災害が発生した都道府県に応援職員を派遣することで、災害対応の経験やノウハウの習得を図っております。

こうした取組に加え、平時からの備えとして、市町村に対しては、職員に対するスキルアップ研修等の実施や、綿密な情報交換を通じて、地域防災計画等の見直しや災害対応体制の構築など、市町村が抱える課題の解決に向けた支援を行っているところであり、災害対応の専門課室として、人員配置にも配慮しながら、本県の危機管理・防災体制の充実・強化を図ってまいります。

次に、書店団体等と連携した読書活動の推進であります。

県ではこれまで、特色ある書店に関する情報発信や若者に向けた図書購入の支援のほか、読書啓発イベントの開催、県民から優れた書評を募るレビュー大賞の実施など、書店団体等と連携した読書活動の推進に努めてまいりました。

しかしながら、近年の活字離れやインターネット通販の拡大などにより、書店利用の減少が深刻となつていくことから、県立図書館における地元書店からの図書購入等に加え、今年度、新たに書店団体等との対話の機会を設けるなど、危機感を持って対策を講じております。

読書活動推進の一翼を担う書店の存続には、一定の人口規模が必要であり、無書店の自治体をなくすことは難しい側面があるものの、来年度策定する次期基本計画に向けて、市町村と認識を共有しながら、図書館と書店の連携強化を含め、読書環境の整備を図るための施策や数値目標の整理を進めてまいります。

加えて、読書に親しむ県民を増やしていくためには、活字離れが進む若年層に向けた対策が重要であります。カルチャー・パスについては、図書以外の購入にも多く利用されるなどの課題も指摘されていることから、これまで一定の成果を上げてきた幼少期からの読書習慣の形成を軸に、若者が親しみやすい電子書籍の利用促進なども視野に入れ、さらなる取組の強化を図ってまいります。

なお、文部科学省のモデル構築事業については、読書を通じたまちづくりを目指したものであり、より住民に身近な市町村が実施することが効果的であると考えることから、関係機関が一堂に会する連絡協議会等において、情報提供をしてまいります。

次に、コンプライアンスであります。

今回の事件を受け、直ちに部局長会議を招集し、公務員の矜持を保持するよう指示するとともに、全職員に対して綱紀保持について周知・徹底したところであります。

まずは、公共事業に携わる職員について、発注事務に関するコンプライアンス研修を行ったところですが、全職員に対して庁内システムを活用したウェブ研修を今月中に実施するほか、事例の共有による意識啓発を継続的に行うとともに、公務員倫理に関する研修についても、全部局の役職段階ごとに行う研修に組み込むことよって、規範意識を浸透させてまいります。

また、これまでもハンドブックを毎年度更新し、職員に周知してまいりましたが、意識付けを徹底するため、来月から、各所属のチームごとにグループワークを実施しながら一人一人がコンプライアンスについて考える機会を設けるとともに、上司と部下による一対一の面談を制度化し、継続的にコミュニケーションを取ることで、再発の防止を図ってまいります。

私自らのコンプライアンスについては、これまでも失言等により御批判を受けるなど大変に至らぬ点が多々ありますが、業務に関しては公平

公正を旨として取り組み、職員に対しても重ねて話をしてきたところであります。

今後はより一層、公務員としての自覚を促し、公私ともに高い倫理観を持つて行動するよう、指導してまいります。

以上でございます。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 三浦茂人議員から御質問のありました、読書活動の推進のうち、児童生徒の読解力向上についてお答えいたします。

県内の各学校においては、「秋田の探究型授業」が広く展開されており、日々の授業の中で様々な文章について深く考えさせる活動や、児童生徒同士の学び合いの充実を図りながら、読解力の向上に努めております。

また、法令に基づき、十二学級以上ある小中学校八十五校全てに司書教諭を配置しているほか、各市町村教育委員会も独自に学校司書を四十八名配置し、児童生徒が利用しやすい図書館運営や、一緒に図書委員会等の活動に参加するなど、各学校の実情に応じた読書活動が行われているところであります。

一方で、全国学力・学習状況調査の結果から、中学校国語の「読むこと」については、全国平均正答率を上回っているものの、内容を解釈し、情報を要約することに課題が見られることや、県学習状況調査の結果から、全体的に読書量が減少傾向であることが明らかになりました。

今後、県教育委員会としましては、読書活動の推進を図るため、読書環境の整備など、司書教諭等による関わりを充実させるよう各学校に働きかけるとともに、検証改善委員会からの提言である「深く考え、吟味する力を育てる授業の重要性」を踏まえながら、教科を越えた授業研究の推進や、学校訪問時の指導助言等を行うことで、児童生徒の読解力のさらなる向上を図ってまいります。

次に、保育事故についてであります。県内の教育・保育施設等にお

ける重大な負傷などの事故は、主に遊びを中心とした子どもの主体的な活動の場において発生し、昨年の報告件数は二十八件で、このうち骨折が二十六件と全体の九割を占めております。

各施設では、再発防止に向け、国のガイドラインに基づき、市町村の助言・指導を受けながら、事故発生の要因を分析し、器具の取扱いや職員配置を見直すなどの対策を講じており、県教育委員会では、その状況を指導監査等において確認し、必要に応じて指導を行うなど、再発防止策が確実かつ効果的に実施されるよう取り組んでいるところであります。

また、事故の防止と発生後の適切な対応を行うためには、教職員の資質向上が重要であり、管理監督者よりも、新規採用者からリーダー的役割を担う保育者までの年次研修等において、国のガイドラインも活用しながら安全管理意識の向上に取り組んでおり、各施設におけるガイドラインの理解と活用は進んでいるものと考えております。

しかしながら、重大事故の発生件数は、近年、横ばい傾向にあることから、県教育委員会としまして、今後、施設への訪問指導や教職員研修を充実させるとともに、全県の園長等が参加する協議会の場を通じて教職員の意識向上を図るなど、市町村と連携しながら、教育・保育施設等における保育事故防止に努めてまいります。

私からは以上であります。

●二十三番（三浦茂人議員） 県立病院機構の点について、一点だけ再質問させていただきます。

退職や異動により減少した循環器部門の医師の確保を進めていくという答弁がありました。それがここ数年来てきていなかったから今の現状があるのではないかと考えております。ですから、この後どうやってその医師を確保していくつもりなのか。何か具体策があるのか。あるいは見通しがあるのか。そういうものがあれば、是非お答えいただきたいと思っております。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 一般的に募集をしながら、お医者さんに来ていただくという手法は一方であります。やはり地元の秋大との連携が一番必要かなと。それで、今、秋大にもないハイブリッドオペ室が二つもあって、大変もったいない状況で、また、相当機材もありますので、秋大の学長と私自身が協議をしています。そういう中で、今のところまだ具体的まで行っていませんが、これまでは様々な状況がありました。が、トータル的に大変いい病院ですので、まずは秋大で医師確保についても十分に配慮したいというところまで来ていますので、これから具体的にこれを進行させるといふ状況であります。

●二十三番（三浦茂人議員） 是非頑張ってくださいと思いますけれども、この問題は県民の命に直結する課題だと思いますので、時間はあろうでないと思います。そして、こういう状況に至ってきたということは、ここ数年ずっと見てきていて分かっていることだと思えます。非常に難しい医師確保かもしれませんが、県民の皆さんにもこういう状況だということを広報しながら、循環器・脳脊髄センターの在り方というものも県民の皆さんに理解していただきながらやっていかないと、せっかくすばらしい建物を造ったのに、循環器の病気でいっても、診てくれる先生がいなくなったらこれは困るので、常時ちゃんと常勤の医師が確保できるように鋭意努めていただきたいと思います。その点についての覚悟を知事から最後に一言お願いします。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 秋大が非常に協力的ですので、これからも、秋大からいろいろな面で相当程度の応援、連携をできるような体制を、今年度中に、一定程度までしっかり固めたいと思います。

●議長（北林丈正議員） 二十三番三浦茂人議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時三十分再開

番	出 席 議 員	番	出 席 議 員
一 番	佐藤光子	二 番	櫻田憂子
三 番	山形健二	四 番	高橋健
五 番	武内伸文	六 番	小棚木政之
七 番	高橋 豪	八 番	瓜生 望
九 番	島田 薫	十 番	松田 豊臣
十一番	加賀屋千鶴子	十二番	薄井 司
十三番	佐藤 正一郎	十四番	宇佐見 康人
十五番	住谷 達	十六番	児玉 政明
十七番	小山 緑郎	十八番	小野 一彦
十九番	鈴木 真実	二十番	沼谷 純
二十一番	加藤 麻里	二十二番	小原 正晃
二十三番	三浦 茂人	二十四番	佐々木 雄太
二十五番	杉本 俊比古	二十六番	鈴木 健太
二十七番	佐藤 信喜	二十八番	今川 雄策
二十九番	高橋 武浩	三十番	石田 寛
三十一番	渡部 英治	三十二番	北林 丈正
三十三番	竹下 博英	三十四番	原 幸子
三十五番	工藤 嘉範	三十六番	加藤 鉦一
三十七番	三浦 英一	三十八番	柴田 正敏
三十九番	川口 一	四十番	鶴田 有司
四十一番	鈴木 洋一		

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（北林丈正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。二十四番佐々木雄太議員の発言を許します。

【二十四番（佐々木雄太議員）登壇】（拍手）

●二十四番（佐々木雄太議員） 自由民主党会派の佐々木雄太です。

このたび一般質問の機会を与えてくださいました先輩、同僚議員に感謝申し上げます。そしてまた、本日、お忙しい中、わざわざ傍聴にお越しくございました皆様にも感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして、順次一般質問を行います。

まず初めに、大雨災害についてです。

「災害はいつ起こるか分からない」という時代から、「災害はいつ起こってもおかしくない」という時代に変わりました。かつ、激甚化・頻発化が年々増えています。

七月二十四日、これまでにない大雨が秋田県内を襲い、私の地元にかほ市、由利本荘市、上小阿仁村を中心に甚大な被害が発生しました。改めて、このたびの大雨の影響によりお亡くなりになりました皆様に御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

これまでの想定をはるかに超えた災害が毎年頻発する時代となりました。予測不可能な災害に備えていくために、これまでの防災計画を見直し、抜本的な治水対策等を進めていくことが必至となりました。これからの時代を生きる県民の命と財産、そして何よりも生活を守り抜くために、私自身、防災・減災対策にこれまで以上に注力していくことを心に誓いました。

地域にお住まいの方々からは、「何十年とこの地域に住んでいて、初めての経験だ」という言葉を何度も何度も耳にしました。

そして、早期の対応で地域のインフラ復旧のために御尽力いただいております県や市町村の職員の方々、建設業を中心とする関係業界の方々、

職務とは別に巡回活動や見回り活動に当たられた消防団員の皆様、ボランティアセンター運営に御尽力をいただきました社会福祉協議会の職員の方々、自らが率先してボランティア活動に参画してくださった方々、発災当時から本日まで、それぞれの立場で現場で額に汗して御尽力をいただいている全ての方々から感謝と敬意を表します。

今回の大雨による被害総額は、八月三十日時点で農林水産関係が過去最大の約百八十六億円のうち、農地・農業用施設の被害は約百二十億円、林地・林道施設は約四十一億円、また公共土木施設も県分・市町村分合わせて約百八十九億円となっております。過去五年間の本県の災害記録を見てみると、記憶に新しい昨年七月の記録的大雨をはじめとして、毎年のように大きな気象災害が発生しています。

近年の気象災害の激甚化・頻発化から日本全体に多くの被害がもたらされている中であって、佐竹知事はこれまで本県の災害の少なさをPRしてこられました。もはや、災害が少ないといった理由を本県の強みにするのではなく、私は、いつでも気象災害が起こる可能性があるという意識を持って災害に強い県土づくりを進め、強みにしていかなければならないと感じております。

そのためには、災害発生時だけではなく、日頃の対策や、復旧・復興対策においても、それぞれの役割を考慮しておくことが必要です。

例えば、家具などの転倒防止や個人住宅の耐震化、水や食料の家庭での備蓄などは「自助」が中心となります。一方、避難所等の確保や避難経路の整備等は「公助」が中心となります。また、防災教育・防災訓練は、学校・地域・家庭が連携して行うことが必要となるなど、「自助」、「共助」、「公助」の連携が不可欠です。

「自助」、「共助」、「公助」のうち、私たち自身にできるのは「自助」と「共助」です。一人一人が、「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えを持ち、日頃から災害に備えておくことが重要です。

そして行政の役割としての「公助」、住民が対処できる程度まで防災・減災対策を実施することであり、これからは災害に強い地域を強みとする政策をさらに推進していく必要があります。

さて、本県では、昨年七月の記録的大雨被害を受けて、その際に明らかになった課題と解決に必要な対策を「令和五年大雨災害の検証と今後の対応」として取りまとめました。

この取りまとめは、その後の災害発生に備えた防災・減災対策の強化や災害対応力の向上を図ることを目的として策定されたものですが、この検証結果や対応方針が今回の大雨による災害では初動体制や市町村との情報共有などにどのような生かされたのか、また、その成果と知見の蓄積を踏まえたさらなる改善点の洗い出しについて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、農林水産被害からの復旧復興についてです。

農業被害については、農地・農作物の直接被害に加えて、土砂崩れ、道路・法面崩落によって、田畑まで通行することができない箇所が見受けられるなど、間接的な被害も発生しております。しかも、今回の災害の特徴として、平場に比べて条件面で不利な中山間地での被害が大きくなっております。

被害を受けた農業者の中には、被害のあまりの大きさに離農を考えざるを得ないといった声が上がっております。農業者が意欲を失わず営農を継続できるよう、国への働きかけも含め、物心両面からのきめ細やかな支援が重要だと考えますが、営農継続に向けた支援に対する知事の御所見をお伺いいたします。

また、今回の大雨被害では、由利本荘市のカントリーエレベーターが浸水被害を受け、JAからは今年度中の復旧が難しい見込みとの説明がありました。復旧までの間は、JA間で相互補完体制を構築して一部の米を受入れ運用するようですが、来年の作付けに影響が生じないよう施設の確実な早期復旧や代替施設等の整備による受入れ対応が求められる

ところですが、早期復旧等に向けた支援について、知事の御所見をお伺いいたします。

併せて、食料供給基地を標榜する本県としては、今後の被災時に備え、生産体制強化の一環として平時から隣接自治体間によるカントリーエレベーターの相互補完体制を構築し、周知しておくことも農家の安心感につながると思います。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、災害関連死への対応についてです。

本県では、昨年七月の記録的大雨で被災し、その後亡くなられた秋田市の四名の方々が県内初の災害関連死と認定されております。御遺族の御意向で経緯を公表していないケースもありますが、近年は、異常気象や気象災害が頻発していることから、今後も同様の事例が発生する可能性は十分に考えられます。救えるはずの命を救うため、災害関連死を防ぐためには、災害関連死に至った要因分析と対策の検証を進めることが重要であります。一般的には、避難所生活の長期化による疲労やストレスが要因とも言われていますが、県では今回の災害関連死に関する市の審査結果についてどのように受け止め、またそれを踏まえて今後県としてどのような対策を考えているのか、危機管理監にお伺いいたします。

また、災害関連死の審査会の設置は努力義務であることから、本県の場合、条例で設置規定を設けている市町村は少ないようですが、災害関連死の迅速な認定と災害弔慰金の速やかな支給のためには、市町村の体制整備が不可欠だと思います。しかしながら、「令和五年大雨災害の検証と今後の対応」には、災害関連死に関する項目がありません。市町村にノウハウが不足しているという話も聞きますが、能登半島地震があった石川県では、県と市と町が連携して審査会を開催している事例もあります。市町村による審査会設置に向けた県の支援の在り方について併せてお伺いいたします。

次に、災害ボランティア活動についてです。

大規模な自然災害が発生した際、見返りを求めず、自発的に行う被災

地への支援活動が、災害ボランティア活動です。被災した地域住民が、一日でも早く元の生活に戻ることができるようお手伝いすることを目的とし、力仕事から事務作業、心のケアまで様々な災害ボランティア活動があります。災害による被害が大きくなればなるほど、災害が広い範囲に及べば及ぶほど、被災した地域の力だけでは対応が難しくなります。そのようなときに、被災地域外からの災害ボランティアなどの支援が必要になります。

今回被災したにかほ市では、市社会福祉協議会と「災害ボランティアセンター」の設置・運営等に関する協定」を結んでおり、同協定に基づいて、去る七月三十日に「災害ボランティアセンター」を設置しております。にかほ市では、八月三十一日現在のボランティア登録者数は三百五十五名で、三十四世帯に対して延べ七百十四名が泥の処理や災害ごみの処理などの支援活動を行っております。

にかほ市ではこれまで、今回のような大規模な災害を経験したことがなく、ボランティアセンターの運営に関する知見が少ない中でも、にかほ市社会福祉協議会の皆様には、被災された方々の一日も早い生活再建に向けて御尽力をいただいております。

そうした中で、私もボランティアの一員として、復旧作業に従事して感じたことですが、ボランティアについては、土日は民間企業等が休日の事業所が多く比較的人数が集まりやすい傾向にありますが、圧倒的に平日のボランティアの数が足りていない現実がありました。

しかし、あえて申し添えておきますが、私はボランティアありきの災害対応を講じることを助長してこの話題を取り上げているわけではありません。ボランティアはあくまでもボランティアです。「被災者、被災地のために手助けをしたい」と集まってくるボランティアの皆さんは基本的に現場では「ギブアップ」とは言いません。ボランティアの数が少ない平日は一人一人の負担が大きくなることも考えられます。だからこそ、より多くの方に安心して活動していただくためにもボランティアが担う

作業範囲等についてもしつかりと整備をしていかなければならないと感じます。

県では、今後も市町村の社会福祉協議会における災害ボランティアコーディネーターの養成に取り組むこととしていますが、私が高齢にボランティアとして活動に必要なと実感した社会福祉協議会における初動時のボランティアの受入体制の整備やボランティアに安心して活動していただくための環境づくりについて、県としてどのように促進していくのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

また、今回の大雨は、記録的で大きな被害をもたらしたことから、連日におわり全国報道で取り上げられました。コロナ禍からの回復傾向にあり、夏休みシーズンを迎えた中での被害となり、イベントの中止による宿泊のキャンセルも多く発生したと聞いております。観光産業にとっては大きな打撃になったのではないのでしょうか。長引く物価高騰と人手不足に苦しむ本県観光事業者にとって、今回の被害がさらなる追い打ちとなり、事業継続を断念するような事態が生じないかと懸念しているところですので。

そこで、旅行のキャンセルなどによる県内各所の観光地への影響はどれくらいだったのか、また、観光地の復旧状況や風評被害なども踏まえた今後の事業継続に向けた支援の在り方について観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、市町村への人的支援についてです。

佐竹知事は被災自治体の首長さんと共に、国に対して、今回の災害発生からの早い段階から、激甚災害への指定と全面支援をお願いしています。

その際、岸田総理大臣からは「国が復旧に係る費用を支援していく。国の関係省庁には様々な支援制度があるので、これをもって支援していきたい。」とお話があったと伺いましたし、八月二十一日に由利本荘市の被災現場を御視察いただいた松村防災担当大臣からも「被災した県や市町村が財政面で不安を生じることなく、財源的に不安があることで復

旧に躊躇が生まれぬようにしつかりとバックアップしていきたい。」と心強いお言葉をいただきました。

被災自治体は、既に国から復旧・復興に対する技術面や財政面のアドバースといった支援を受けているようですが、今回の大雨による被害は、被災自治体の有する資源だけでは到底対応できない規模の災害であることから、国や県の支援には、農林水産・建設・環境など各分野の垣根を越えた一体的な対応が求められます。

特に市町村にとっては知見が少ない中で、土木技術系の専門知識を持った職員が確保できていないなどの理由から、経験値、対応能力の不足が大きな課題であります。今回の被災地でも法面等の復旧ができずに、いまだに自宅に戻れない方が二次避難所で生活している現状です。このような中、専門知識を有する県職員を派遣することにより一日も早い復旧工事の実施につなげることができないのではないかと考えます。災害時に県職員を市町村に派遣する制度自体はあるものの、今回の災害では土木等技術職員はまだ派遣されていないようです。一日も早い復旧に向けて早期に土木等技術職員を派遣するべきと考えますが、技術職員が不足している被災自治体の状況を踏まえ、今後県としてどのように人的支援を行っていくのか、知事の御見解をお伺いいたします。

次に、救急搬送体制の整備についてお伺いいたします。

日本における救急業務は、救急隊による傷病者の搬送業務が制度化されて以来、その出動件数は年々増加傾向にあります。総務省が速報で公表している救急自動車による救急出動件数を見ると、令和五年は約七百六十四万件となり、対前年度比で約四十一万件の増加、搬送人員は約六百六十四万人で、対前年度比で約四十二万人の増加となり、救急出動件数、搬送人員ともに集計開始以来、最多を更新し、全国的な救急搬送のひっ迫化はメディアでも大きく報道されているところであります。特に、平成二十五年からの五年ごとの推移は、救急出動件数、搬送人員ともに、増加率は一〇%を超える状態が続いており、対応に当たる人員や車両に

限りがある中で、今後ますます救急業務のひっ迫が深刻化することが懸念されます。

加えて、搬送人員の内訳を傷病程度別に見ると、入院加療を必要としない軽症は長期的には減少傾向にあるものの、構成比の約五割を占めております。

このような中、三重県松阪市では、「選定療養費」の仕組みを活用し、救急搬送されたものの入院に至らなかった場合には、七千七百円を徴収する取組を今年六月から始めました。

それは、救急出動件数が二年連続で過去最多を更新し、慢性的に救急業務がひっ迫状態にあることから、このままでは、これまで助かっていた命が助からなくなるかもしれないという救急医療に対する危機感を市が抱いたからであります。また、茨城県でも同様な仕組みを年内にも導入する見込みと伺っております。

一方、本県状況を見ると、令和五年中の救急出動件数は四万八千四百十二件で、対前年比五・四％の増加、搬送人員は四万四千五百四十五人で、対前年比五・三％の増加となり、やはり近年は増加傾向であることがうかがえます。

私のところにも、「軽傷だけでも」、あるいは「自分で病院に行くより救急搬送のほうが早く診察してもらえるから」など、御本人はそうは思っていないまでも、結果的に救急車をタクシー代わりに使ってしまったというといった声が聞こえてまいります。

また一方では、本県のように高齢化が進む中で、老夫婦二人暮らしのケースや、ひとり暮らしの高齢者は交通手段がなく、すぐそばに相談できる身内がいなければ、救急搬送に頼らざるを得ない実情もあるのかもしれません。何よりも緊急を要する際にはためらうことなく一一九番に電話をし、救急車を要請していただきたいと思いますが、救急出動が重なることで、救急車が早期に傷病者のもとへ到着できず、軽症者を搬送しているうちに重症者の早期治療ができなくなるといったことは避け

なければなりません。救える命を確実に救うためには、救急車の適正利用を推進することが必要であります。

年々深刻化する本県の救急業務のひっ迫状況を踏まえ、救急車の適正利用を具体的にとのように推進していくのか、危機管理監の見解をお伺いいたします。

次に、救急安心センター事業いわゆる「#7119」の設置について伺います。

皆さん「#7119」の存在を御存知でしょうか。この番号にかけると、看護師など医療の専門家が症状を聞き取って、住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなどを迷った際の相談窓口として、アドバイスを受けることができる電話相談（窓口）事業です。

総務省は、軽症者の割合の減少効果が期待できる「救急車の適正利用」、「救急医療機関の受診の適正化」や「住民への安心・安全の提供」などに対する事業効果があるとして、整備に係る財政支援を含め積極的な全国展開を推進しているところではありますが、現在、東北管内で未設置のため、このサービスが利用できない地域は、本県と岩手県のみであります。

救急車の適正利用を進めていく一方で、県民は「自分で軽症か重症かの判断ができずに不安だ。」という気持ちを抱いたり、ぎりぎりまで我慢して、通報をためらうケースが出てくることも考えられます。

そこで、私は今後、本県の救急医療を維持していくためには県民の不安解消と、救急車の適正利用にも資する「#7119」の活用が選択肢の一つになり得ると考えております。

全国の救急搬送人員の年齢別構成比割合を見ると、六十五歳以上の方が六割以上を占めていることから、他県よりも高齢化が進み構成比率が七割を超える本県では、より高い事業効果が見込めるものと推察されます。

本県でも、救急安心センター事業「#7119」が利用できるように進めるべきであると思いますが、その考えはないか、危機管理監の見解をお伺いいたします。

次に、消防機関と福祉輸送サービスや民間救急との連携体制についてお伺いいたします。

福祉輸送サービスは、一般的に「介護タクシー」と言われていますが、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車輸送事業に基づいて行う搬送サービスであります。

また、民間救急の対象者は、介護保険法に言う要介護者などのほか、消防機関または消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者となっており、緊急性の低い入院や通院などの移動手段を提供することができ、救急車を呼ぶほどではないが、寝たきりの方や車椅子の方の移動手段がないなどの場合に利用することができます。

また、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定できることから、民間救急運賃を設定することが可能です。

一九九番に電話をかけてくる方々は、「自分は救急性をもって電話をかけてきている。」と認識はしているものの、ケースによっては、消防とやりとりした結果、「救急車に来てもらう必要はなさそうだが、病院は受診したい。」と本人が判断した場合には、救急搬送体制のひっ迫を緩和する観点から、「消防機関または消防機関と連携するコールセンターを介して」、福祉輸送サービスや民間救急につなぐことができる体制を本県において構築できないかと考えているところであります。

つなぎ役となるコールセンターが機能することによって、救急搬送体制のひっ迫を防ぐことができ、また、必要な人が必要なときに適切な医療サービスを受けられるようになるものと考えます。本県においても導入の検討を始めていただきたいと思います。危機管理監の見解をお伺いいたします。

次に、県民の安全・安心を守る取組について伺います。

地域振興局の福祉環境部には、会計年度任用職員として相談員などが配置されており、関係機関と連携しながら、生活困窮者や、悩みを抱える家庭など、様々な県民からの多岐にわたる相談や支援ニーズに日々対応されておられます。これらの業務は、県民生活に直結するものであり、専門性、経験、そして地域への理解が不可欠です。特に、生活困窮者の支援や、児童に関する家庭からの相談への対応など、複雑な事情を抱えた方々への支援には、継続的な関係構築と寄り添う姿勢が求められるものと考えます。

しかしながら、会計年度任用職員の方々の任期は、原則一年と非常に短いものとなっております。能力の実証ができる場合は、引き続き雇用することもできるようですが、このような公募によらない任期の更新は、三年を上限としていると聞いています。

人手不足により行政分野でも専門的な人材の確保が課題となっている中で、地域の実情を理解した、経験豊富な職員については、継続的に雇用することも考えていくべきではないでしょうか。このような上限が設けられていることにより、県民サービスの質の低下を招いたり、こうした職員のモチベーションにも悪影響を及ぼすことが懸念されます。

県民の安全・安心を守るためにも、これらの会計年度任用職員による、質の高いサービスを提供し続けることは重要です。能力のある職員の場合は、継続して雇用することも考えるべきと思いますが、知事の御見解をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（北林文正議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 佐々木議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、令和五年大雨災害の検証を踏まえた対応と改善点であります。

県では、本年七月の大雨災害において、昨年の経験を踏まえ、災害の規模等を想定しながら、速やかに由利本荘市、にかほ市など十市町村に延べ三十四人の職員をリエゾンとして派遣し、被害状況の把握などの情報収集を行い、市町村と緊密な連携を図りながら、災害対応に当たったところであります。

また、市町村においては、災害対策本部の適切な運営や、時期を逸することなく速やかに避難情報の発令がなされたほか、住家の被害認定調査が円滑に行われ、早期の罹災証明書発行につながるなど、昨年の大雨災害の検証に基づく取組が随所に生かされたものと認識しております。一方、一部の避難所では、発災直後に避難者が集中したことで、一人当たりのスペースが十分に確保できなかったことや、食事提供の想定数を超えたことで乾パンと水の提供のみとなったことに不満が示された事例を把握しております。

このため、今後は、災害の規模や状況に応じた適切な避難所の開設・運営を市町村に働きかけるとともに、防災訓練等により緊急避難場所をあらかじめ確認しておくことに加え、食料・水など最低限の非常用持ち出し品を用意しておく、「自助」や、いざというときにはお互いに助け合う「共助」の意識がさらに向上するよう関係機関や地域住民の方々と連携して取り組み、さらなる防災対応力の強化を図ってまいります。

次に、農林水産被害からの復旧復興のうち、営農継続に向けた支援でございませう。

県ではこれまで、市町村等と連携し、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災直後に農家へ出向き、浸水したほ場の排水対策や病害虫防除等の技術指導を行ってきたところでありませう。

また、農地・農業用施設については、緊急的な措置が必要である場合は、査定前着工が可能であり、水確保のためのポンプ設置や、水路の土砂撤去など、応急対策の取組が行われております。

さらに、再生産に必要な種苗・資材の購入や農機具等の修繕に対する

助成、農地や農業用施設の復旧などの対策について、速やかに、市町村やJA等を通じて、広く周知してまいりました。

先月には、私自ら、岸田総理に、激甚災害の早期指定を強く要望するとともに、農林水産省に対し、災害復旧事業の早期着手や被災農家の営農継続に向けた支援をお願いしてきており、一昨日、激甚災害に指定されたところでありませう。

今後とも、農家が意欲を失わず、営農を継続していただけるよう、市町村や農業団体と一体となって、復旧支援策を着実に進めるとともに、来年の作付けに向けた経営相談や技術指導を行うなど、農家に寄り添いながら、きめ細かにサポートしてまいります。

次に、カントリーエレベーターの早期復旧と相互補完体制の整備であります。

施設の復旧については、国の災害復旧事業を活用した予算を今議会に提案するとともに、早期に事業着手できるように、国と協議を進めているところであり、来年の稼働に支障がないよう、JAの取組をサポートしてまいります。

また、被災施設で乾燥・調製を予定していた今年の米については、JA間の連携により、大潟村や潟上市の施設で受け入れることになっており、県では、掛かり増しとなる受入施設までの運搬経費を支援し、農家の負担を軽減することにしております。

なお、カントリーエレベーターの相互補完については、基本的に、JAで所有する施設の利用は、JA間で調整することが現実的であることから、協同の精神により、事業連携をさらに進めていただきたいと考えております。

今年一月以降、「県一JA構想」に関する協議が休止しておりますが、それとは別に、JA間の事業連携を推進することは、グループ全体の経営改善に資することから、県としても、相互補完の取組が県全域に波及するよう促してまいります。

次に、市町村への人的支援であります。

県では、発災後、由利本荘市、にかほ市、上小阿仁村に対し、農業土木職員を派遣し、農地等の被害調査、被害額の算定業務を行うとともに、市町村との相互応援協定に基づき、由利本荘市に対し、住家被害認定調査業務等の支援を行ったほか、県との協定に基づき、秋田県建設・工業技術センターと県の土木職員OBで構成する「災害復旧サポートチーム」による被災箇所の調査も行ったところです。

また、復旧・復興に向けた中長期の支援については、総務省の職員派遣制度を活用しながら、応援職員を派遣できるよう調整しているところでもあります。

今後、県内で災害があった際には、県及び市町村において土木等の技術職員が不足している状況も踏まえ、総務省の職員派遣制度の枠組みにより、市町村はもとより、県外の自治体とも連携し、一日も早い復旧・復興に向け、取り組んでまいります。

次に、県民の安全・安心を守る取組であります。

会計年度任用職員の任期については、地方公務員法の規定により一年以内とされており、勤務実績に基づく能力の実証により、公募によらず三年を上限として任用を継続できるようにしております。

その一方で、会計年度任用職員が担っている業務の中には、県民からの相談対応等に当たって、特に信頼関係に基づく継続的な支援や、所定の資格・技能が求められるものがあり、人材の確保が困難な職種もあります。

また、国においては、今年六月に、公募によらず任用を継続することができる年数の上限を撤廃し、地方公共団体に対しては、地域の実情等に応じて適切に対応するよう通知されたところでもあります。

こうした状況を踏まえ、専門的な知識や一定の経験を必要とする一部の職種については、これまでの運用を見直し、勤務実績に基づく能力の実証を行うことを前提に、来月から公募によらず任用を継続できる期間

の上限を撤廃することで準備を進めております。

今後、専門性を有する会計年度任用職員のスキルやノウハウ等を有効活用しながら、県民に寄り添った質の高いサービスを提供してまいります。

私からは以上でございます。

【総務部危機管理監（兼）広報監（菅生淑子君）登壇】

●総務部危機管理監（兼）広報監（菅生淑子君） 私からは、四点についてお答えいたします。

まず、大雨災害のうち、災害関連死への対応についてであります。

昨年七月の大雨災害により、秋田市でこれまでに四名の方々が災害関連死で亡くなられたことについては、誠に残念なことと受け止めております。

災害関連死を防ぐ取組として、避難所においては、災害派遣医療チームによる医療ニーズへの対応や保健師による健康管理等を行うほか、在宅避難者等に対しては、市町村の社会福祉協議会が、民生委員・自治会・地域ボランティア団体などと連携して、被災者の見守りや相談・援助活動を行っているところであります。

また、避難所の環境整備について、引き続き市町村に働きかけるとともに、避難所や在宅等における避難者への継続的な支援について、秋田市の災害ケースマネジメント等の取組を参考としながら、有識者や社会福祉協議会、福祉団体などの関係機関で構成する秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等で検討を進めてまいります。

災害関連死の審査会設置については、災害弔慰金の支給等に関する法律で、市町村が条例により審査会等を置くよう努めることとされており、県内では七市町が条例を制定済みであり、残りの市町村も今年度中に条例を制定する予定と伺っております。

県では、審査会の適切な運営に向けて、医師や弁護士等の専門委員のあつせんに加え、先進事例の紹介などを行い、被災者に寄り添った支援

ができるよう働きかけてまいります。

次に、救急搬送体制の整備のうち、救急車の適正利用についてであります。

本県の救急搬送人員は、令和元年からの五年間で一五%以上増加しているものの、人口一人当たりの救急出動件数を見ると、約五百件で全国でも少ない件数となっており、各消防本部への聞き取りでも、救急出動要請に対応できなかった事案はなかったことから、現時点では、救急業務がひっ迫している状況にはないものと考えております。

しかしながら、今後は高齢化の進行等により、救急出動の増加が見込まれることから、各消防本部や市町村においては、住民に対し、救急車の適正利用を呼びかけているところでもあります。

県としましても、広報紙やウェブサイトへの掲載など、市町村と連携しながら、様々な機会を捉えて県民への周知を図ってまいります。

次に、救急安心センター事業についてであります。

県では、昨年九月に県内の消防本部に対して、#七一九の導入に関する意向調査を行ったところ、全ての消防本部において、実施することの効果への期待が示されたものの、相談受付の曜日や時間、消防本部への転送機能など、委託内容によって事業費が掛かり増しになることに加え、各消防本部のエリアによってニーズが一律でないことから、その費用負担の在り方など、実施に関する課題も見えてきたところでもあります。本県においては、相談窓口の機能を医療機関が担っており、高齢化の進行など、救急搬送人員の増加が見込まれる中において、#七一九の利用は、救急車の適正利用や救急医療機関の受診適正化などに効果が見込めることから、各消防本部や市町村の意向も踏まえつつ、事業の規模や体制、費用負担の考え方など、実施に向けた合意形成を図ってまいります。

次に、消防機関と福祉輸送サービスや民間救急との連携体制の構築についてであります。

緊急性が低い患者等の搬送を担う患者等搬送事業、いわゆる民間救急は、ストレッチャーのまま乗車できるなど利便性が高いことに加え、医師等が同乗した場合には医療処置の継続が可能なことから、転院、入院、通院等に利用できるサービスとして、救急搬送の負担を減らすことが期待されております。

県内では、秋田市や大仙市、湯沢市などで、消防本部から認定を受けた十一の事業者が民間救急サービスを提供しているところがあります。

コールセンターから民間救急につなぐ体制について全国の状況を見ると、首都圏等で公益財団法人や民間企業が運営している事例があるほか、#七一九から民間救急サービスの事業者を紹介している自治体もあることから、今後、本県における#七一九の検討の際に、併せて先進事例を調査し、取組の可能性を研究してまいります。

私からは以上であります。

【観光文化スポーツ部長（石黒道人君）登壇】

観光文化スポーツ部長（石黒道人君） 私からは、大雨災害のうち、大雨被害を受けた観光産業への支援についてお答えいたします

今般の大雨においては、河川の増水による温泉設備の破損や露天風呂への土砂流入のほか、道路の通行止めなどにより宿泊施設が一時的に休業するなどの被害が確認されております。

また、由利本荘市を会場とした全国規模のソフトボール大会など、各種の大会・イベント等が中止となった影響もあり、全県で約二千三百人泊ほどの宿泊キャンセルが発生しております。

他方、懸念されていた風評被害については、速やかな情報発信などによりその払拭に努めたところであり、お盆期間における県内の主要な観光地や宿泊施設の利用者数は前年並みであったほか、竿燈まつりや大曲の花火の人も前年を上回るなど、影響は最小限にとどまっているところであります。

しかしながら、事業者によっては被害による経営への影響を懸念する

声もあることから、県としましては、事業者に寄り添いながら経営相談や資金繰り支援などにつないでいくほか、今議会に提案している事業継続に係る支援制度の活用を促すなど、関係機関とも連携し、サポートしてまいりたいと考えております。

加えて、今後は、秋の行楽シーズンや冬の大型観光キャンペーンに向けて、自然や食、体験型アクティビティなど秋田が持つ魅力や季節に応じた楽しみ方を、多様な媒体を活用して、これまで以上に効果的に発信するなど、観光需要の底上げを図り、本県への誘客を積極的に促進してまいります。

私からは以上でございます。

【健康福祉部長（高橋一也君）登壇】

●健康福祉部長（高橋一也君） 私からは、大雨災害のうち、災害ボランティア活動についてお答えいたします。

県では、大規模災害発生時において、市町村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを迅速に開設できるように、県社会福祉協議会と連携し、センター運営の中核的な役割を担う災害ボランティアコーディネーターを養成しているほか、県社会福祉協議会内に災害ボランティア支援センターを設置し、応援職員を派遣するなど、立ち上げや運営を支援しております。

しかしながら、これまで大規模災害の発生が比較的少なかった本県では、多くの市町村でボランティアセンターの運営実績が十分でなく、被災者の支援ニーズとボランティアのマッチングがうまく機能しないケースについても把握しております。

このため、県では、これまでの大雨災害で明らかとなった経験不足などの課題を踏まえ、ボランティアセンターの立ち上げから運営までを学ぶフォローアップ研修やセンター開設の実地訓練など、より実践的な取組をさらに強化することしております。

また、被災者支援に関心を持つ方が、安心してボランティア活動に参

加できるよう、作業範囲等を定めたマニュアルを整備するとともに、SNS等を活用した、分かりやすく効果的な情報発信について、市町村社会福祉協議会に対し、担当者会議などの様々な機会を捉えて、促してまいります。

私からは以上であります。

●二十四番（佐々木雄太議員） 一点だけ、危機管理監に確認したいと思います。

＃七一九についてです。御答弁を聞いていて、割と前向きに検討いただけると、私は解釈をしたのですが、昨年九月ですか、各消防本部等にも意向調査をして、そこから課題等も見えてきたとおっしゃっていました。今後、設置に向けて、各消防本部等々と連携を重ねた上で、設置に向けて前向きに取り組んでいくという方向でよろしかったですか。

【総務部危機管理監（兼）広報監（菅生淑子君）】

●総務部危機管理監（兼）広報監（菅生淑子君） 今後、前向きに検討に向けた協議を進めてまいりたいと思っております。

●議長（北林文正議員） 以上で二十四番佐々木雄太議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は午後二時四十分といたします。

午後二時二十一分休憩

午後二時四十分再開

	出席議員	四十一名
一 番	佐藤光子	二 番 櫻田憂子
三 番	山形健二	四 番 高橋健
五 番	武内伸文	六 番 小棚木政之
七 番	高橋豪	八 番 瓜生望
九 番	島田薫	十 番 松田豊臣
十一 番	加賀屋千鶴子	十二 番 薄井司

十三番	佐藤 正一郎	十四番	宇佐見 康人
十五番	住谷 達	十六番	児玉 政明
十七番	小山 緑郎	十八番	小野 一彦
十九番	鈴木 真実	二十番	沼谷 純
二十一番	加藤 麻里	二十二番	小原 正晃
二十三番	三浦 茂人	二十四番	佐々木 雄太
二十五番	杉本 俊比古	二十六番	鈴木 健太
二十七番	佐藤 信喜	二十八番	今川 雄策
二十九番	高橋 武浩	三十番	石田 寛
三十一番	渡部 英治	三十二番	北林 丈正
三十三番	竹下 博英	三十四番	原 幸子
三十五番	工藤 嘉範	三十六番	加藤 欽一
三十七番	三浦 英一	三十八番	柴田 正敏
三十九番	川口 一	四十番	鶴田 有司
四十一番	鈴木 洋一		

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（北林丈正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十二番薄井司議員の発言を許します。

【十二番（薄井司議員）登壇】（拍手）

●十二番（薄井司議員） 立憲民主党会派の薄井司です。

初めに、移住政策の検証について伺います。

今日の日本において、国、都道府県、市町村が一体となり地方移住を促す光景は当たり前となっております。新型コロナウイルス感染症拡大

とテレワーク・リモートワークの普及を機に転職なき移住が推進され、ワーケーションや関係人口を絡めて移住が論じられております。

移住政策は、人口の東京一極集中や地方の人口減少、担い手不足といった様々な課題の解決策として注目され、社会的、政策的な期待と関心が高まっており、今後も国と地方自治体が一体となって進められていくことが予想されます。一方で、二〇二三年は福井県池田町の広報誌に掲載された池田暮らしの七か条の事例など、移住への考えや主張などが双方で対立し、確執が生まれてしまうネガティブなニュースが関心を集めております。このような背景には、国や地方自治体による政策的移住促進の加速度的な拡大があると考えられます。

自治体間の移住者獲得競争の激化によって、学術的、社会的な関心が高まり課題視され始めたのは、主にまち・ひと・しごと地方創生以降であるとされます。二〇二三年にNHKが全国の知事、市区町村長一千七百八十八人を対象に実施した調査によれば、七九%が自治体間で競争が激しくなっていると回答しています。この中で「人口減少という言葉から移住・出生率などの数値が住民への暮らしの安全確保より優先され、数値化しやすい施策が注目される点に危機感を持っている。」、あるいは「子育て世代の争奪戦であり、近隣の自治体で人口を奪い合っても根本的解決にはつながらない。」などの声が地方自治体首長からも上げられています。自治体間の競争自体は両面性を有しており、適切な競争は、よりよい政策の実現につながると考えます。一方で、問題は地方分権改革以降、自治体による主体的で自律的な移住促進が行われてきたにもかかわらず、地方創生以降は、地方分権とは逆行するような国のトップダウンの政策枠組みに基づく中央集権的な移住促進の様相が一部で強くなっている点にあります。具体的には地方版総合戦略や地方創生関係交付金、重要業績評価指標に代表される量的指標による管理システムを通じた政策誘導によって、移住促進が展開されるようになっていきます。

政府や上位集団が定めたルールや方向性のもとでの制限された自治体

間競争に対して、地方自治体からは、移住者獲得競争による危機感や弊の声が聞かれます。本来であればより多様で創造的な政策が生まれる可能性もある中で、横並びで金太郎飴的な移住促進が展開される現在の状況は、健全とは言えません。

自治体間の経済力、財政力の差や相互連関制を勘案しない過度な競争が展開されることで、当該自治体だけでなく圏域全体の活力を失わせかねません。国が示した政策メニューなどを無条件に採用せず、自治体自身がその必要性を冷静に判断していく必要があると考えます。

第一次地方創生の総合戦略や長期ビジョンが策定され、今年度で十年を迎えます。この間に、地方自治体による政策的移住促進は、加速度的に拡大してきましたが、その反動として様々な弊害や逆機能も確認されつつあります。十年という区切りのタイミングを機に是非一度、移住政策の意義や位置付け、特徴、優れた点、課題などを振り返り再検討してみてはいかがでしょうか。移住政策の現状と今後の方向性について知事に伺います。

また、その一方で、県内在住者や県外へ進学している大学生、県外出身の大学生等の若者を応援することは、移住政策の観点からも重要と考えます。県では、起業や地域活性化の取組を支援する若者チャレンジ応援事業などを実施しております。若者の起業意欲を促し地域活性化に貢献する事業を一つでも多く生み出し、将来にわたって地域を支えていく斬新な発想力や果敢な行動力を持つ人材の発掘や育成が必要です。行政の手厚い支援があればその地に移り住みたいと考える若者もいるのではないのでしょうか。これまで以上に大胆に人への投資をしてはいかがでしょうか、知事の考えを伺います。

次に、外国人材の確保対策について伺います。

県内の有効求人倍率は最新のデータでは一・二四倍となっており、人口減少と少子高齢化に伴う労働力不足があらゆる職種で顕著になっております。この解決策として、多様な労働力人材を確保していく必要があ

りますが、中でも外国人材は有効な手段であると考えております。しかしながら、秋田労働局の発表によれば、令和五年の県内における外国人労働者数、雇用している事業者数ともに全国で最も少ない状況です。

このような状況の中、能代商工会議所では、将来の介護人材の確保のため、ベトナムホーチミンのワン・ヘルス・基金財団と大学生インターンシップ派遣協定を締結するなどの民間主体の新たな動きが出てきております。

その実情と今後の可能性を調査するため、先月、ベトナム社会主義共和国における行政事情調査として、立憲民主党会派と他会派を含む議員六名で現地を訪れ、ワン・ヘルス・基金財団の関係者と意見交換を行ってまいりました。

その中で、今回の協定は、これまでベトナム国内の病院で実施していたインターンシップを国外の介護施設に広げた初の試みであり、ベトナム国内の高齢化を見据えた介護人材育成に継続的に取り組んでいくとの話を伺い、インターンシップで良好な関係を築くことにより、県内の人材として継続的に期待できるものと感じました。

こうした人材を県内に受け入れ、安定的な労働力として活用していくためには、安心して働き、生活を送ることができ環境を整える必要があると考えます。

そこで、二つの視点から伺います。

まずは受入企業の意識改革についてであります。既に諸外国との人材獲得競争が始まっていることも踏まえ、外国人材を単なる単純労働者としてではなく、一定の技能を持った労働者として受け入れ、賃金水準の向上などの待遇改善を図ることが大前提と考えますが、企業に対する意識改革をどのように促していくのか、知事の考えを伺います。

また、現地のインターンシップ関係者から住環境整備の重要性を伺っております。ベトナム人は集団生活を好む傾向にあることから、今後、外国人材を受け入れするに当たり、受入企業が社員寮などの集団生

活が可能な施設を整備することが必要となる事例が増えると考えます。県内には多くの空き家が存在するため、その利活用を進める一つの方策として、外国人材の社員寮として空き家を整備する企業に対し県が支援できないものか、知事の考えを伺います。

次に、公共事業費に関する中期的な見通しについて伺います。

昨年十月に示された「財政の中期見通し」では、このまま自然体での財政運営を続けていけば、今年度以降、元金償還金とともに、昨今の金利上昇により、元利償還金が大きく増加します。令和十一年度には、実質公債費比率が一八%を超え、起債許可団体となることが見込まれることから、今後、公共事業費の大幅な縮減などによる歳出構造の改善が必要であることが明記されております。

こうした中、今年も七月の大雨により、河川や道路といった公共土木施設や農地・農業用施設などに甚大な被害が発生しており、激甚災害の指定による国庫補助率の嵩上げなどを加味しても、その復旧費用が県財政の大きな負担になることが考えられます。

また、三年連続の大規模な大雨災害となりますが、地球温暖化の進行により、今後も「これまでに経験したことのないような記録的な豪雨」が発生することも想定しなければなりません。こうしたリスクに備えるため、河川内に堆積した土砂や樹木の撤去など、日常的な維持管理の充実に加え、地域住民の生命や財産を守るための抜本的な治水対策を集中的に進めることが必要となっております。

さらに、県内での国直轄事業に関連し、県に求められる負担金が大幅に増額されるケースが増えてきており、昨年五月に明らかになった鳥海ダムでは、百八十二億円から三百二十九億円へと百四十七億円の増額、今年五月に明らかになった成瀬ダムでは、三百九十二億円から四百六十億円へと六十八億円の増額となっております。いずれも、資材単価の上昇などに対応するためのやむを得ないものと思いますが、公共事業費の縮減を進める上では、大きな影響があるものと考えます。

今後とも、自治体として主体性のある財政運営を確保するためにも、起債許可団体となってしまうことを回避することが重要とは思いますが、こうした増額要因を踏まえた公共事業予算に関する今後の方向性を知事に伺います。

また、人口減少が進む中であっても、地域住民の利便性の向上や、県内経済の発展を図るため、高速道路をはじめ県土の骨格を形成する道路ネットワークや、本県の基幹的な産業である農林水産業の生産基盤の整備など、防災対策や治水対策以外の公共事業についても、県内各地における多くのニーズがあります。加えて、県による公共事業費の縮減は、発注先である建設業等の関連産業に与える影響も大きいものと考えており、業界からは、将来への不安の声が聞こえてきております。

このため、中期的に公共事業費を縮減していかざるを得ない財政状況について、市町村はもとより、土地改良区等の関係団体や建設業等の関連業界、さらには、県民の皆様からの理解醸成を図ることが必要と思えますが、何年まで、どの程度の縮減を図るなど、具体的に、どのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

次に、障害福祉政策の課題について伺います。

最初に、令和六年度障害福祉サービス等報酬改定等について伺います。障害福祉分野に係る報酬改定は厚生労働省において三年に一回を基本として行われております。人材確保や持続可能で質の高い障害福祉サービスの実現など多くの課題がある中で、令和六年度報酬改定に向けた検討が行われ、昨今の制度改正や、アドバイザーの意見、関係団体からのヒアリング等による現場の意見、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定がなされました。その結果、就労継続支援A型事業所において、生産活動収支が賃金総額を下回った場合には減算されるなど、報酬改定の影響を受けている事業所もあります。

今回の報酬改定では、従来の日割計算から「時間割計算」となったことが大きな要因であり、その影響を最も受けるのが、通所型の重度障害

の方が利用する「生活介護事業」と指摘されています。利用時間ごとの報酬となることから、利用時間が長ければ報酬が維持されますが、送迎時間が支援とはみなされないことから、送迎時間を除くと、日中の支援時間を伸ばすことが困難になります。このことから、規模の小さい生活介護事業施設では、年間、数百万円規模の報酬減になると言われています。

また、「成果主義」が強化されたことにより、就労支援をしている就労継続A型事業及び就労継続B型事業ではその影響を受けています。就労継続B型事業では、利用者の平均工賃が月に一万五千円未満の事業所では報酬が減額され、就労継続A型事業では、利用者の給与を最低賃金以上にすることが求められています。生産活動が赤字だと、基本報酬が下がってしまうため、事業の継続が厳しくなっていると指摘があります。実際に、倒産か縮小が全国で増えており、A型からB型に移行することを検討する事業所が多くなっています。

既に新聞報道等でも取り上げられています。共同通信が都道府県、政令指定都市、中核市の百二十九自治体を対象に二〇二四年三月から七月までの五か月間で実施した調査によれば、就労継続支援A型事業所が閉鎖されることよって解雇や退職する人数が四千九百九十五人に上りました。閉鎖された事業所も三百二十九か所となっています。秋田県内でも秋田市と八峰町の三事業所が廃止し、横手市では一事業所が休止しているとなっていますが、県内で報酬改定の影響等を受け廃止した事業所の調査や利用者の再就職先など実態調査を行っているのか、どのような対応を考えているのか知事に伺います。

次に、障害者の住まいの場について伺います。
NHKの調査によれば、障害者支援施設、グループホームなどが不足し、重度の知的障害者が親の高齢化に伴い住まいに不安を抱えており、全国で二万二千人が生活の場を求めていることが判明しました。

住まいの場の確保については、令和四年度に秋田県障害者福祉団体協

議会による調査で、障害者支援施設への入所待機者が二百二十五人となつているほか、個別の事例では、相談支援事業所を通じて、入所を求めている方もおります。また、由利本荘市にある身体障害者コロニーにおいては、建物の老朽化で「重度・高齢化」の利用者の生活の維持が厳しい状態になっているほか、建物の老朽化や改築の経費も負担できない施設もあるようです。国では、自治体ごとの待機者の定義や把握の方法を整備するとしておりますが、県において、どのようにして実態を把握し、事業を進めていくのか健康福祉部長に伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症での「掛かり増し経費」への支援について伺います。

令和五年度で終了となりました掛かり増し経費は、通常の報酬の中でやりくりしていくこととなっています。今後、再び新型コロナウイルス感染症が拡大する可能性もあると思いますが、障害者施設での感染状況と今後感染対策費用が増加した場合の考えを知事に伺います。

次に、令和六年度の介護報酬改定について伺います。
介護報酬の改定に当たっては、全ての介護事業者のサービスが安定的に提供されるとともに、介護従事者の賃金が改善することによって生活が安定し離職が防止されることに配慮がなされなければなりません。

しかし、政府は令和六年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬を引き下げました。これにより、小規模な訪問介護事業所の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加しております。

東京商エリサーチの調査によると、令和五年の訪問介護事業者の倒産は六十七件と過去最多を更新し、倒産や廃業の懸念が増しています。また、厚生労働省の調査では訪問介護事業所の三六・七%が赤字経営であることも分かっています。そもそも介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられているのが現状です。特に、移動が必要な訪問介護には、移動時間が直接的には介護報酬の対象時間とはなら

ないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情があります。

今回の改定のように、運営資金につながる基本報酬の引下げは、小規模な事業者の経営の厳しさに拍車がかかることは明白です。また、処遇改善加算についても、上位の加算の要件は厳しいため、小規模事業者が取得することは困難です。

訪問介護の基本報酬の引下げによって、将来的には地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」に逆行する事態が起きる懸念があります。

そこで、二点について伺います。

一点目は、訪問介護の基本報酬引下げによる影響を受け廃止した事業所の調査や利用者のフォローアップなど実態調査を実施しているのか、またはその予定はあるのか健康福祉部長に伺います。

二点目は、介護報酬改定は、単に介護事業経営実態調査に基づくサービスタ全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえて判断するように国に対して要望できないか知事に伺います。県の立場を超えての答弁になる部分もあると思いますが、よろしく願います。

次に、移植医療について伺います。

初めに、臓器提供の現状等についてであります。

今年、県内で二十四年ぶりとなる脳死下における臓器提供が、四月に続き七月にも行われました。摘出された臓器によって、合わせて十名の患者の命が救われています。提供されましたドナーの御冥福をお祈りするとともに、英断をくだされました御家族に敬意を表したいと思えます。

さて、臓器移植は一九九七年に施行された「臓器移植法」により脳死下での臓器提供がスタートしました。それから間もなく二十七年を迎えようとしています。その実績は欧米諸国に比べても少ない状況にあ

ります。人口百万人当たりの臓器提供者数で比べてみると、アメリカの五十一分の一、隣の韓国とでも九分の一と大きな開きとなっています。具体的には、コロナ禍を除けば年間百件前後の提供件数であります。

一方、移植を待つ患者の数は年々増加傾向にあり、二〇二三年末では一万六千人を超えております。

そのため、待機期間も長期化の傾向にあり、中でも腎臓は約十五年の待機期間となっております。その間に亡くなる人も多いのが実情であります。さて本県の状況ですが、全国同様提供件数が少なく、待機者は増加傾向となっております。なお、本県における臓器移植については、腎臓のみであります。

これまでの臓器提供は、心停止を含めても七件であり、移植者数は県外からの提供を含めても十七人で、二〇二三年末の待機者は四十八名となっております。

また、国の資料によれば、臓器移植法施行後、平成十年から令和五年度末までの統計を見ますと、百万人当たりの脳死下臓器提供件数が全国最下位となっております。

移植を待つ患者にとつて、臓器提供は最後のよりどころであることから、一件でも多くの臓器提供が行われ、一人でも多くの患者が救われることを願ってやまないところであります。

そこで、健康福祉部長に二点について伺います。

一点目は、これまでの臓器提供件数の少ない原因をどのように捉えておられるのか。また、現状を踏まえ、恒常的な提供や増加対策等についてどのように取り組むのか、考えを伺います。

二点目は、臓器を提供する施設について伺います。

心臓が停止した後の臓器提供は、手術室がある病院なら可能とされていますが、脳死下となると、法律等に基づいた脳死判定が不可欠であり、それぞれの項目を厳格に検査・確認する必要があります。そのため、脳死下臓器提供が行える施設は、『「臓器の移植に関する法律」の運用に

関する指針』において五類型施設とされており、全国には約九百施設ありますが、本県においては秋田大学医学部附属病院を含め、十一の医療機関だけとなっております。

その中には、脳死判定にほぼ不可欠と言われるポータブル脳波計を持ち合わせていない医療機関が複数あります。ポータブル脳波計は、脳死の判定以外にもてんかん等の患者においても活用できるかと思えますので、設置の支援を検討してみたいかがでしょうか。健康福祉部長の考えを伺います。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

議長（北林丈正議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

知事（佐竹敬久君） 薄井議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、移住政策の検証のうち、現状と今後の方向性であります。移住政策は、人口減少対策の一つであります。本来であれば国において、地方への産業の再配置や強固な地方自治の確立など、スケールの大きな政策を打ち出し、強い決意を持って取り組むべきものの、現状の国の取組は自治体に競い合わせるという部分的なものにとどまっており、地方における人口減少問題の根本的な解決には至っていないものと考えております。

そうした中においても、移住の促進は、外部から人材を受け入れることにより、地域社会の活性化への貢献に加え、起業を通じた新たなビジネスの創出など、経済的な側面としてもその意義は大きく、施策の推進に当たっては、人数の確保はもとより、移住希望者一人一人のニーズに応じた適切な情報提供や、地域課題の解決に向けて活躍する多様な人材の誘致に取り組むことが重要であります。

これまでも県では、きめ細かな相談対応や交流イベントの開催に加え、時代の変化に対応したりリモートワーク移住の推進や、国・市町村との連

携による移住者への経済的な支援などに積極的に取り組み、その結果、木県への移住者数は年々増加しており、また、その多くを若年層が占めるなど、着実に成果が現れているところであります。

今後とも、アキタコアベースを拠点に、市町村と連携した特色ある「あきた暮らし」の魅力発信を行い、首都圏在住者へのアプローチを強化するとともに、Aターン就職のさらなる促進や、リモートワーク移住への手厚い支援など、本県独自の取組を広くPRし、秋田への人の流れの強化を図ってまいります。

次に、若者への投資であります。

若者がその能力を十分に発揮し、活躍するためには、地域貢献や新たなビジネスモデルの構築に積極的に挑戦し、それらが持続可能な取組となるための環境整備が重要であると考えております。

そのため、例えば、若者の斬新なアイデアを生かした取組を支援する若者チャレンジ応援事業では、昨年度までの五年間で県外出身者を含む二十九件を採択し、専門家による伴走支援や資金面での充実したサポートを行った結果、地域経済の活性化などに寄与する新たな取組にもつながり、若者活躍のロールモデルとして一定の評価を受けている事例も見られるところであります。

また、本県に移り住み、各市町村で地域協力活動等を行う地域おこし協力隊においては、任期終了後も引き続き定住し、起業や地域課題の解決など、本人の希望する活動を展開していただけるよう、市町村と連携しながら、研修やネットワークづくりなどの支援を行っております。

さらに、こうした流れをビジネスとして持続的に発展・成長できるように、起業を促す補助制度に若者を対象とした特別枠を設けるとともに、今年度からは、若者に関心の高いスタートアップの創出・育成を目的として、新たな支援組織である「アキスタプラットフォーム」を立ち上げたところであります。

県としましては、庁内の部局横断で組織する「未来を支える人材投

資・確保対策本部」などでの議論を踏まえ、引き続き、県内外における若者の意欲的な挑戦や、起業に向けた取組の後押しを行うなど、未来を支える若者への投資を推進してまいります。

次に、外国人材の確保対策のうち、受入企業の意識改革であります。

国際的な人材獲得競争の激化に加え、国内では、深刻な人手不足を背景に、外国人材の育成と確保を目的とした国の制度改正が行われるなど、外国人材を巡る労働市場の環境は大きく変化しております。

こうした中で設立した外国人材受入サポートセンターには、これまで受入れを躊躇していた県内企業から数多くの相談が寄せられており、外国人材の採用に向けた意識の醸成が徐々に図られてきているものと考えられます。

また、センターでは、出前講座やセミナーの開催を通して、外国人材の処遇改善の重要性を含め、参考となる企業の具体の取組事例を紹介しながら、外国人材の定着に向けた意識改革を強く促しているところでもあります。

今後も、県内企業との対話を進めつつ、それぞれの企業ニーズに応じ、きめ細かな伴走支援を行いながら、外国人材を一定の技能を持つ労働者として長期的な視点で育成が図られるよう、県内企業の意識改革に向けた取組を積極的に展開してまいります。

次に、空き家の社員寮としての活用であります。

外国人材を採用した場合、受け入れた企業において、生活の基盤となる住居を確保する必要がありますが、アパートなどの賃貸物件を借りることが困難なケースもあることから、空き家を活用することも効果的な選択肢の一つであると考えております。

住居の確保については、外国人材を受け入れた企業はもとより、地元の事情を踏まえた市町村の果たす役割も大きいことから、市町村を含めた関係団体で構成する「外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会」において、空き家をリフォームして社宅として利用する企業への支援策を

創設した鹿角市の事例を共有するなど、支援の方向性の検討を鋭意進めているところであります。

県としましては、引き続き、外国人材の住居の確保に関する全国的な先行事例を広く収集して検証・分析を進めるとともに、私をトップとする「未来を支える人材投資・確保対策本部」において、全庁横断的な議論を進めながら、具体的な支援の在り方を探ってまいります。

次に、公共事業費に関する中期的な見通しのうち、今後の方向性であります。

人口減少対策や県民所得の向上につながる産業雇用施策などを推進し、県政を発展させていくためには、自律的な財政運営の妨げとなる起債許可団体を回避することが必要であり、今後も公債費が高水準で推移することが見込まれる中においては、県民の安全・安心の確保を図った上で、財政規律を考慮した公共事業の予算編成を行っていくことが重要であります。

今年も、三年連続となる大規模な大雨災害が発生したほか、国が実施する成瀬ダム建設事業費が大幅に増額されるなど、財政負担のさらなる増加が懸念されることから、抜本的治水対策等の県民の安全・安心の確保に必要な予算はしっかりと措置した上で、それ以外の事業については必要性や緊急度などを勘案しながら、当面は一定程度の抑制を継続したいと考えております。

具体的には、学校建築に係る決算額が、十五歳未満人口や県土面積で本県と類似する自治体と比べて大きいことを踏まえ、県立高校の統合等に当たっては、既存校舎の利用を原則とし整備費の縮減を図るほか、今後は、代替路線のある道路や橋梁等については、廃止により維持管理コストの削減を検討するなど、本県の人口減少や財政状況を踏まえた予算編成を行っていく必要があるものと考えております。

次に、障害福祉政策の課題のうち、報酬改定の影響等を踏まえた対応であります。

今回の改定では、障害者が希望する地域生活を実現するための支援の提供や、障害の重度化・高齢化等へのきめ細かな対応の充実が図られたほか、人材不足等の課題に対応した処遇改善加算の一本化など、持続可能で質の高い障害福祉サービスの実現に向けた改定が行われました。

一方で、就労系サービスでは、就労継続支援A型の基本報酬について、経営改善が図られない場合は、事業所への報酬が減額されるなど、経営状況の改善や一般就労への移行をより促すための改定が行われ、これまでの運営を継続するだけでは、事業継続が困難になる事業者が出てきております。

本県でも、四月に秋田市と八峰町の三つの就労継続支援A型の事業所が廃止となりましたが、うち二つの事業所は、今回の報酬改定による基本報酬の減少を廃止の理由としており、県では、事業所の指定権者である秋田市や八峰町など関係市町村と連携し、利用者の今後のサービスの利用先や一般就労への希望など、実態把握に努めているところであります。

また、利用者が引き続きサービスの利用を希望する場合は、廃止する事業者が新たな利用先の確保に努める責務がありますが、県でも、関係市町村やハローワークと協力しながら、情報提供や広域的な調整など、必要な支援を行っているところであります。

なお、就労継続支援A型事業所の経営改善に係る相談等については、あきた企業活性化センターに設置されている「よろず支援拠点」などの専門機関を紹介するなど、経営課題解決に向けた取組へのサポートも行っております。

次に、新型コロナウイルス感染症が再拡大した場合の対応であります。県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況については、定点当たり患者数は減少に転じているものの、障害者支援施設の集団発生報告は四月以降、延べ三十三件であり、依然として継続的に発生しております。国では、新型コロナウイルスを含む感染症に対して、医療機関との連

携体制をあらかじめ構築するとともに、感染者発生時の対応について実施指導を受けることを推奨しており、今年度の障害福祉サービス等報酬の改定において、それらを実施している施設等に対する加算が導入されたことから、県でも事業者に対して、その積極的な活用を周知してまいります。

また、県では、今年度から新たに、施設職員を対象とした感染管理の専門家による研修を各地域で開催するなど、感染症対応力の強化についても支援してまいります。

次に、介護報酬の改定のうち、国への要望であります。

介護サービス事業所の経営環境は、地域や事業所規模等により格差があり、特に条件不利地域に所在する訪問系サービスにおいては、都市部に比べ移動にコストや時間を要することなどから、経費に見合った介護報酬が得られていないものと認識しております。

これを是正する制度として、中山間地域等に所在する訪問系事業所に対する加算はありますが、地理的要件や規模要件が厳しいことなどもあり、県内では活用している事業所は少数となっております。

このため、県としましては、条件不利地域においても介護サービスが持続的・安定的に提供されるよう、国に対し、地域特性や事業所規模等に応じた、きめ細かな介護報酬の設定などについて、既に要望を行っているところであり、高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、引き続き国に働きかけてまいります。

私からは以上でございます。

【総務部長（谷剛史君）登壇】

●総務部長（谷剛史君） 私からは、公共事業費に関する中期的な見通しのうち、具体的な取組についてお答えします。

昨年度公表した財政の中期見通しでは、起債許可団体の回避に向けて、公共事業は、昨年七月の大雨被害を受けて実施する抜本的治水対策に要する経費などを徐き、国庫支出金や県債の交付税措置分を除いた県の実

質負担額五%の縮減を継続する事業費圧縮案をお示しております。

現在、新たな中期見通しの策定を進めているところでありますが、大雨災害の頻発化や金利の上昇など財政面の厳しさが増しているほか、公債費は令和十年頃までは高水準で推移することが見込まれるため、県立高校を一度に複数整備するのではなく平準化を図ることや、公共事業の新規事業化に当たっては優先順位をつけるなどして、実質負担について、当面は同程度の縮減を継続する必要があると考えております。

私からは以上であります。

【健康福祉部長（高橋一也君）登壇】

●健康福祉部長（高橋一也君） 私からは、四点についてお答えいたします。

まず、障害福祉政策の課題のうち、住まいの場の確保についてであります。

障害者の住まいの場については、障害の程度や必要なサービス、本人や家族の希望など、個々の事情に応じて、障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいております。

国では、障害のある方が、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしく暮らすことのできる「地域移行」を推進し、地域で生活するための支援サービスの拡充が図られておりますが、医療的ケアを必要とする方や強度行動障害を有する方など、施設における専門性の高い介護が必要な方もおり、今後も障害者支援施設の必要性は高いものと認識しております。

県では、事業者が老朽化した施設の計画的な改築等を行う際には、障害者支援施設等の整備に係る補助制度の活用による支援を行うとともに、国に対しても、補助制度の予算などの安定的な財源確保について要望しているところであります。

また、障害者支援施設への入所待機者については、国が定めた調査や統計等はなく、県が昨年七月に独自に実施した調査では、県内三十七施設で利用率は九四%、待機者数は三百四十一人でありましたが、将来的

な利用を希望して登録しているケースや、複数施設へ申し込む場合もあることから、実数はより少ないものと考えております。

県としましては、障害福祉サービスの支給決定を行っている市町村とも情報共有を図りながら、引き続き、障害のある方が希望する障害者支援施設等への入所が可能となるよう、広域的な調整が必要な場合の支援などに取り組んでまいります。

次に、介護報酬の改定のうち、訪問介護の基本報酬引下げの影響についてであります。

本県の訪問介護事業所数は、過去五年間で十六か所減少しており、主な廃止理由は、従業員不足が約四五%、事業所統合や事業継承が約一七%、経営不振や倒産が約一六%、利用者の減少が約八%等となっております。

介護報酬改定後の状況を見ると、四月から八月末までの訪問介護事業所の廃止は五件、新規開始は八件で、廃止よりも開始が多くなっているほか、廃止のうち二件は以前から休止していた事業所であり、現時点では、介護報酬改定の影響で廃止が急増しているという状況には至っておりません。

県では、事業所から廃止届が提出された場合、他事業所への利用者の引継ぎ等について指導を行っており、廃止によってサービスを受けられなくなる方は発生していないものと認識しております。

しかしながら、訪問介護関係団体からは、経営が厳しいというお話を伺っており、県としても、引き続き状況を注視してまいります。

次に、移植医療のうち、臓器提供の現状等についてであります。

今年四月と七月に行われた県内二例目及び三例目の脳死下からの臓器提供については、多くの関係者の御尽力により、無事に移植が行われたことに感謝するとともに、提供に承諾いただいた御家族の善意と御理解に敬意を表し、故人の御冥福を心からお祈りいたします。

臓器移植は、通常の医療では機能を補うことが難しい患者にとって唯

一の治療法であることから、公益財団法人あきた移植医療協会に臓器移植コーディネーターを配置し、県民に対する普及啓発や関係機関のネットワークの構築を図るとともに、円滑な摘出及び搬送が行われるよう、関係機関との連絡調整等を行っているところであり、本県の臓器提供の件数は少ない状況にあります。

この要因としては、あきた移植医療協会が行った昨年度のアンケート調査によると、臓器提供の意思表示をしている人は一四％と、全国平均を上回っているものの決して高くないほか、脳死下からの臓器提供が長らく行われていなかったことが、関係者にとつて実施のハードルの高さにつながっていたものと推察されます。

こうしたことから、臓器提供に対する県民の理解が進み、意思表示をする人が増えるよう、一層の普及啓発に取り組んでいくとともに、このたび、二十四年ぶりに行われた脳死下からの臓器提供の経験を関係者間で共有し、ネットワークのさらなる強化につなげていくことにより、関係者の意識の醸成を図ってまいります。

次に、ポータブル脳波計設置への支援についてであります。

脳死下での臓器提供は、高度な医療を行い、適正な脳死判定を行う体制が整っている施設において実施されることになっており、現在、県内で実施可能な十一の医療機関全てにおいて、脳波を計測する設備が備わっており、ポータブル脳波計については八医療機関が有しております。

脳死判定は、法に定められた検査項目について、主治医等が慎重に実施する必要があり、時間のかかる作業であります。脳波の計測の際にポータブル脳波計を活用することにより、患者を移動させる必要がなくなり、患者及び医療関係者の負担が軽減されるなど一定のメリットがあると認識しております。

一方、脳死下の臓器提供を促進するためには、県民及び関係者の意識醸成、院内移植コーディネーターの養成、関係機関のネットワークの構築等の課題があることから、これらの課題の解消に引き続き取り組んで

いくこととし、こうした中で、ポータブル脳波計の導入の必要性については、各医療機関において検討されていくものと考えております。私からは以上であります。

●十二番（薄井司議員） それでは、公共事業に関する中期的な見通しのうちの具体的な取組について、総務部長にお伺いします。

実質負担額の五％削減というのは、以前にも出ておりますけれども、今、来年度予算の要求段階に来ると考えております。それぞれの部で、予算を要求する段階において、ある程度の方向性というか、細かい部分が必要なのかなと思っております。大変事務作業が煩雑で、いろいろな要因を分析しながら、その積算をしているとは思いますが、やはりそれぞれの部署の中で、ある程度の方向が分からないと、なかなか長期的な予算が立てられないと思っておりますし、それが結局県民の、例えばそれぞれの地区の、地域の建設、河川、あるいは農林関係の部分に影響が出るのではないのかなと思っておりますので、方向を示せないような何か理由があるのであれば、その理由を教えてくださいたいと思います。

【総務部長（谷剛史君）】

●総務部長（谷剛史君） 財政の中期見通しに関連して、公共事業費の削減のお話だったかと思えます。財政の中期見通しにつきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、しばらくの間といいますか、実質公債費比率は十年間ということで昨年度の財政中期見通しは算出しておりますけれども、その間、県の実質負担額五％の縮減という方針を示しているところでございますので、来年度の当初予算編成に当たっては、今ちようどもまた財政の中期見通しについて再作業はしてございますけれども、基本的に大きくそのトレンドは変わることはないと思っております。議員の御指摘で、それ以上に細かいところの指針をとということであれば、こちらでは中期見通しでございますので、まず大きな方針として五％の削減ということを示させていただいた上で、各部局において、その年度ごとの当初予算編成の中で検討されるものと思っております。

●十二番（薄井司議員） 分かりました。

あともう一点ですが、外国人の人材確保対策についてであります。今回、ベトナムに県の担当職員と共に訪問させていただきました。現地のワン・ヘルス・基金財団と国会議員も含めた中でのいろいろな課題について意見交換をしまして、今回は、まず住宅の確保ということでお話をしてきたところであります。この後も能代市商工会議所が、先週、インドネシアに行つて陸軍医療看護大学と協定をまた結んできております。それと、一般社団法人の設立を能代市内の事業所が出資といいますか、共同で取り組んでいるところです。そのような中で、今回は住宅の関係ですけれども、いろいろな要望、あるいは支援の方法がこの後出てくると思っておりますので、支援体制については、これからの課題だと思いますが、お話をしていただけだと思います。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） これまでは相談が年間にわずかだったのです。あのセンターをつくったおかげで、今は一か月で三十件ぐらいあります。その中で、どういうことが課題であるか。あと、どういう悩みがあるか。いろいろな面ではあります。だから、ある程度まとまってきましたと、そういうものが支援の対象になるか、どういうことをするか、ということとがだんだん分かってきます。また、具体的には、管理団体、あるいはいろいろな企業団体でそういうことがあれば、いずれそういうことも相談の中に入りますので、情報を集約した上で、いろいろな面でこれからプラスになるようなことを考えていく必要があるのかなと、考えております。

●議長（北林丈正議員） 十二番薄井司議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時三十八分散会